

令和4年第3回三笠市議会定例会

令和4年9月14日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 1番 赤川 征視 氏
 - 2番 浅尾 三吉 氏
- 3 会期の決定
令和4年9月14日 9日間
令和4年9月22日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - (4) 選挙管理委員会行政報告
- 5 議 事
- 6 延会宣告

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・選挙管理委員会行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第3号） |
| 日程第 5 | 報告第15号及び報告第16号について |
| 日程第 6 | 報告第17号 令和4年度三笠市一般会計補正予算（第3回）の専決処分について |
| 日程第 7 | 報告第18号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 8 | 議案第47号から議案第50号までについて |
| 日程第 9 | 議案第51号から議案第56号までについて |
| 日程第10 | 議案第57号及び議案第58号について |
| 日程第11 | 議案第59号から議案第61号までについて |
| 日程第12 | 議案第62号 三笠市教育委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 認定第1号から認定第7号までについて |

日程第14	一般質問
日程第15	議案第47号から議案第61号までについて（総合常任委員会付託）
日程第16	認定第1号から認定第7号までについて（特別委員会付託）

○出席議員（10名）

議長	8番	武田 悌一氏	副議長	7番	谷内 純哉氏
	1番	赤川 征視氏		2番	浅尾 三吉氏
	3番	折笠 弘忠氏		4番	只野 勝利氏
	5番	畠山 幸氏		6番	澤田 益治氏
	9番	儀惣 淳一氏		10番	谷津 邦夫氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長	右田 敏氏
総務福祉部長兼 総務福祉部参事兼 危機管理室長事務取扱	小田 弘幸氏	選管副委員長	一玖 孝雄氏
総務課長	渡辺 俊文氏	デジタル推進課長兼 デジタル推進係長事務取扱	藤井 陽一氏
市民生活課長兼 保険医療係長事務取扱	砂川 了一氏	保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長 地域包括支援係長事務取扱	成田 正文氏
企画財政部長	三好 智幸氏	企画調整課長	萬年 剛至氏
税務財政課長	坂 保徳氏	産業政策推進部長	中原 保氏
農林課長	豊口 哲也氏	商工観光課長	下村 圭氏
建設部長	松本 裕樹氏	建設課長	力弓 晃継氏
教育長	高森 裕司氏	教育次長兼 学校教育課長兼 高校生レストラン統括室長	阿部 文靖氏
社会教育課長兼図書館長	若山 勇治氏	病院事務局長	高田 進氏
消防長	田川 善幸氏	生活安全センター長	野崎 哲也氏
監査委員	鈴木 信之氏	監査委員事務局長	後藤 議徹氏

○出席事務局職員

議会事務局長	柳谷 忍氏	議会係長	青山 初美氏
--------	-------	------	--------

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和4年第3回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、1番赤川議員及び2番浅尾議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、9日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号市長行動報告についてであります。7月22日に空知地方総合開発期成会として、北海道内で要請行動を行ったところでございます。空知管内24市町が4班に分かれ、私は、その中の第4班として北竜町、月形町、南幌町、奈井江町、新十津川町と行動してまいりました。

主な内容としましては、そこに記載のとおりであります。北海道からは、重点要望についてはいずれも重要と認識しており、継続的、安定的な行政サービスを提供するために、特に地方財政を充実していただくことが重要だと考えております。地方交付税や過疎対策事業債など、地域に有利な措置については、皆様と連携しながら引き続き国に要望をしていくとともに、北海道としてもできる限りのことをしてまいりますと発言をいただいたところでございます。

これについて私からは、市町村で一番重要となるのは財政問題であり、市町村が活用しやすいような制度の構築をお願いしたいと。また、石炭地下ガス化については、着想から10年以上がかりましたが、NEDOから事業採択をいただくとともに、ヤフー株式会社からも1億円の御寄附をいただき、早期に実証実験へと進んでいきたいと考えております。北海道が新設いただいた制度も活用させていただいており、今後とも御支援をお願いいたしますと申し上げ、さらには、地域医療については医師不足が深刻な問題であるが、北海道には地域の病院を研修の場としていただくなどお願いしたいと申し上げてきました。

また、7月26日には北海道治水関係促進期成会による合同要望として、27日には幾春別川総合開発促進期成会の単独要望として、中央に行動を行ってきたところでございます。

私からは、新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画を変更いただき、これまで事業の推進に向けて尽力をいただいたことに対するお礼を申し上げるとともに、当市が地形的にも雨や雪が多い地域であり、令和になってから3度も記録的短時間大雨情報が発表されており、ダム事業の重要性を感じているところであります。流域住民の安全・安心を確保するため、新桂沢ダムの早期完成、三笠ぼんべつダムの早期本体着手をお

願いますと要請してきたところであります。

国からは、北海道は、気温上昇や気温変動のあおりを大きく受けている。食料基地である北海道の治水は、日本全国に及ぶものであるとともに、治水事業は最大の環境対策であると考えており、しっかりとした対応を進めてまいりたいと答弁をいただいたところでございます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり6月30日付で2名の退職がございましたので、御報告させていただきます。

また、7月1日付で課長職及び係長職の人事異動を行ったところでございます。

続きまして、報告第3号の市工事についてであります。市役所庁舎総合駐車場整備工事ほか5件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう取り組んでいるところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑を受けます。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第3号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

最後に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、選挙管理委員会行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 例月出納検査報告について（監報第3号）

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第3号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第3号例月出納検査報告について

は、報告済みとします。

◎日程第5 報告第15号及び報告第16号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第15号及び報告第16号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第15号及び報告第16号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第17号 令和4年度三笠市一般会計補正予算（第3回）の専決処分について

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第17号令和4年度三笠市一般会計補正予算（第3回）の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第17号令和4年度三笠市一般会計補正予算（第3回）の専決処分について報告いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症による対策費用として、既定予算額109億6,298万1,000円に539万円を追加し、予算の総額を109億6,837万1,000円としたものであります。

内容については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用し、特別福祉生活支援給付金の給付及び子育て世帯への臨時特別給付金の上乗せを行い、諸般の事情から7月1日に専決処分を行ったものであります。

本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第17号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

報告第17号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第17号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第17号令和4年度三笠市一般会計補正予算(第3回)の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第18号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎議長(武田悌一氏) 日程の7 報告第18号令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第18号健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の結果を報告するものであります。

その算定結果につきましては、健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字決算となったことから算出されず、一方、実質公債費比率は9.2%、将来負担比率は24.6%となったものであります。

資金不足比率についても、全ての公営企業会計で資金不足の発生がなかったため、算出されないものであります。

いずれの指標も早期健全化基準、経営健全化基準には、該当しない結果となっているものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、報告第18号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第18号令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みとします。

◎日程第8 議案第47号から議案第50号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第47号から議案第50号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第47号から議案第50号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第47号三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、人事院規則の育児休業に関する取得要件等が改正されたことを踏まえ、非常勤職員の育児休業等を規定するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員の育児休業及び育児短時間勤務の取得要件に関する規定を新設するものであります。

施行期日は、令和4年10月1日であります。

次に、議案第48号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、北海道建設部手数料条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、長期優良住宅維持保全計画の認定をもって増改築行為がなくとも長期優良住宅として認定する制度が創設されたことから、申請手数料を新設するものであります。

施行期日は、令和4年10月1日であります。

次に、議案第49号三笠市重度心身障害者医療費条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、後期高齢者医療における負担割合の区分等が変更となるため、助成対象者の範囲について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、後期高齢者医療の窓口負担割合が2割となる重度心身障害者を助成対象者として追加するほか、文言の整理を行うものであります。

施行期日は、令和4年10月1日であります。

最後に、議案第50号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、中島町団地ほか3棟の除却に伴う規定の整理を行うものであります。

施行期日は、令和4年10月1日であります。

以上、議案第47号から議案第50号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第47号から議案第50号までについての質疑を保留し、一般

質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第51号から議案第56号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の9 議案第51号から議案第56号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第51号から議案第56号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第51号令和4年度三笠市一般会計補正予算(第4回)についてであります。今回の補正は、既定予算額109億6,837万1,000円に8億4,268万5,000円を追加し、予算の総額を118億1,105万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業やマイナンバーカード普及促進事業、市営住宅建替改善事業等のほか、国・道負担金等の精算還付など、総務費から教育費まで6款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、臨時交付金事業やマイナンバーカード普及促進等に係る特定財源のほか、国・道支出金の前年度精算交付金を予算整理し、前年度繰越金の一部を計上するものであります。

次に、議案第52号令和4年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてであります。今回の補正は、既定予算額1億8,846万4,000円に変更はなく、歳入について、令和3年度事業の確定に伴い、繰越金が生じたため、令和4年度の一般会計繰入金から減額するものであります。

次に、議案第53号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)についてであります。今回の補正は、既定予算額11億6,405万2,000円に2,938万6,000円を追加し、予算の総額を11億9,343万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。前年度超過交付となった国・道支出金の還付金の精算に伴う措置と国民健康保険事業費納付金の確定による減額措置及び歳入歳出における剰余金を基金積立金に予算計上するものであります。

一方、歳入については、前年度精算交付金の道支出金を増額するほか、前年度繰越金を計上するものであります。

次に、議案第54号令和4年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）についてありますが、今回の補正は、既定予算額14億4,153万6,000円に6,991万7,000円を追加し、予算の総額を15億1,145万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。令和3年度の事業確定に伴い、介護給付費国庫負担金等に精算還付金が生じたため、3,150万5,000円を計上するほか、歳入歳出における剰余金3,841万2,000円を基金積立金に計上するものであります。

一方、歳入については、事業確定に伴う一般会計の精算を行うほか、前年度繰越金を計上するものであります。

次に、議案第55号令和4年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）についてありますが、今回の補正は、建設改良費の追加を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収益的支出については、資産減耗費32万4,000円を増額し、支出総額を3億9,168万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入については、工事負担金451万5,000円を増額し、収入総額を2億4,674万9,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、建設改良費695万2,000円を増額し、支出総額を3億3,132万8,000円とするものであります。

最後に、議案第56号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）についてありますが、今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を活用し、一般会計からの繰入金を措置し、感染症病床の増床に必要な予算を追加するものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収益的収入については医業外収益において補助金を増額し、収益的支出については医業費用において材料費と経費を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入については出資金を増額し、資本的支出については資産購入費を増額するものであります。

以上、議案第51号から議案第56号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第51号から議案第56号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第57及び議案第58号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第57号及び議案第58号についてを一括議題

とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第57号及び議案第58号について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第57号市道路線の廃止についてであります。三笠ぽんべつダム建設工事に伴い、市道路線区間を改めるため、奔別沢線を廃止するとともに、近年の通行状況から、一般交通の用に供していない路線として、奔幌内1号線及び2号線を廃止するものであります。

次に、議案第58号市道路線の認定についてであります。三笠ぽんべつダム建設工事により、市道路線として認定するものであります。

以上、議案第57号及び議案第58号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第57号及び議案第58号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第59号から議案第61号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の11 議案第59号から議案第61号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第59号から議案第61号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第59号三笠市学校給食センター新築工事(建築工事)請負契約の締結についてであります。今回の契約は、8月22日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

請負金額は4億975万円で、請負人は田端本堂・川上共同企業体であります。

次に、議案第60号三笠市学校給食センター新築工事(換気設備工事)請負契約の締結についてであります。今回の契約は、8月22日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

請負金額は2億4,200万円で、請負人は道央興産株式会社三笠支店であります。

最後に、議案第61号三笠市学校給食センター新築工事（衛生設備工事）請負契約の締結についてであります。今回の契約は、8月22日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

請負金額は2億1,450万円で、請負人は株式会社日新工業三笠営業所であります。

議案第59号から議案第61号までの工事は、予定価格が1億5,000万円以上の請負契約となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第59号から議案第61号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第62号 三笠市教育委員会委員の任命について

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第62号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第62号三笠市教育委員会委員の任命について提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員永田恭子氏の令和4年10月3日付任期満了に伴い、その後任者として引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第62号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第13 認定第1号から認定第7号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の13 認定第1号から認定第7号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 認定第1号から認定第7号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、認定第1号令和3年度三笠市一般会計決算の認定についてであります。令和3年度予算編成に当たっては、国などの動きを注視しながら、どのような状況にも対応できる健全な財政構造を維持するため、将来を意識した財政運営を進める一方で、ポストコロナの新しい社会の実現に対応しつつ、「第8次総合計画の総仕上げ」、地域の特性を生かした経済・産業活性化対策など市民の視点に立った目的・成果重視の行政を展開するための予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、節減や合理化を図りながら効率的な執行を目指すとともに、予算審議の経緯や目的などをしっかり認識し、早期に効果を上げるよう予算執行を行ったものであります。

決算の状況は、歳入決算額が114億3,579万2,367円、歳出決算額が112億4,995万1,043円であり、歳入歳出差引額は1億8,584万1,324円となり、そのうち令和3年度は繰越明許費の発生により286万8,182円が繰り越され、翌年度に繰り越される実質額は1億8,297万3,142円となるものであります。

なお、令和3年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号令和3年度三笠市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和3年度予算は、後期高齢者医療制度に関わる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、運営主体が北海道後期高齢者医療広域連合であるため、歳入については後期高齢者医療保険料分等を計上し、歳出については広域連合納付金として保険料相当分等を計上し、納付したものであります。

決算の状況は、歳入決算額が1億8,189万163円、歳出決算額が1億8,032万

7,843円であります。

歳入歳出差引き額は156万2,320円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額、一般会計繰入金精算金で精算するものであります。

次に、認定第3号令和3年度三笠市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和3年度予算は、国民健康保険制度に関わる本市の財政運営が適切に行われるよう予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、北海道広域化に伴う国保事業費納付金を執行したほか、収納率向上のための特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行を行ったほか、医療費適正化のため、特定健康診査等の助成事業の実施や、被保険者の健康保持、増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、歳入決算額が12億1,408万9,219円、歳出決算額が11億8,149万2,494円であります。

歳入歳出差引き額は3,259万6,725円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第4号令和3年度三笠市介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和3年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第8期介護保険事業計画における施策及び費用の推計を基本に予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、介護予防事業の充実を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めたところであります。

決算の状況は、歳入決算額が14億2,606万5,792円、歳出決算額が13億5,603万5,410円であります。

歳入歳出差引き額は7,003万382円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第5号令和3年度三笠市水道事業会計決算の認定についてであります。令和3年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、公営企業の独立採算制の原則に立ち、経費節減等の効率的な執行に努めるとともに、施設の計画的な整備を行ったところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については決算額が3億1,316万9,601円、支出については決算額が3億4,256万5,262円となり、当年度純損失は2,939万5,661円となったものであります。

次に、資本的収支であります。送水管の改良及び量水器取替え等について予定どおり執行したところであります。

収入については決算額が1億8,694万3,075円、支出については決算額が2億7,088万3,533円となり、差引き8,394万458円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などをもって補填した

ものであります。

次に、認定第6号令和3年度三笠市下水道事業会計決算の認定についてであります。令和3年度予算は、市民が快適な生活を送ることを基本とし、公営企業の独立採算制の原則に立ち、下水道施設の維持管理経費の抑制や経費節減等の効率的な執行に努めるとともに、事業を計画的に実施したところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については決算額が5億5,709万864円、支出については決算額が5億1,115万9,690円となり、当年度純利益は4,593万1,174円となったものであります。

次に、資本的収支であります。収入については決算額が1億9,175万3,477円、支出については決算額が4億3,195万6,696円となり、差引き2億4,020万3,219円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などをもって補填したものであります。

最後に、認定第7号令和3年度市立三笠総合病院事業会計決算の認定についてであります。令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症への対応として、昨年度に引き続き、発熱外来及び感染症病床を運営したほか、新型コロナウイルスワクチンの集団接種を実施するなど、市民をはじめ地域住民が安心して生活できるよう取り組むとともに、常勤医の採用や地域包括ケア病床を増床するなど、経営改善に向けた取組を実施したところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、資金不足額の発生を回避するため、一般会計からの経営対策補助金2億9,900万円を受け、決算額が17億8,517万6,643円、支出については決算額が19億270万6,641円となり、当年度純損益は1億1,752万9,998円となったものであります。

次に、資本的収支であります。医療用機械器具等の整備を行った結果、収入については決算額が4億8,615万7,500円、支出については決算額が2億836万5,396円となり、差引き2億7,779万2,104円の余剰額となったものであります。半導体不足により電子カルテ導入が翌年度となったため、令和4年度に繰り越し、実施するものであります。

以上、認定第1号から認定第7号まで一括して御説明申し上げ、別冊の各会計決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、認定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、認定第1号から認定第7号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 一般質問

◎議長（武田悌一氏） 日程の14、一般質問を行います。

一般質問については、折笠議員ほか3名からの通告がありますので、通告順により順次質問を許可します。

3番折笠議員、登壇願います。

（3番折笠弘忠氏 登壇）

◎3番（折笠弘忠氏） 令和4年第3回定例会におきまして、通告順に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいいたします。

冒頭、8月13日、14日の2日間にて、3年ぶりに三笠北海盆おどりが開催されました。市民をはじめ、帰省された方、市外の方々、多くの皆様にお越しをいただき、三笠市本来のお盆のにぎわいを取り戻すことができました。まだまだ厳しいコロナ禍の中ではありますが、開催に踏み切っていただきました実行委員会をはじめ、関係各位、会場運営に汗を流していただいた行政職員に、この場を借りて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に移りますが、私からは2点御質問させていただきます。

まずは、移住・定住施策について、地域おこし協力隊の制度に関して、現在の地域おこし協力隊の雇用形態や起業時に使える補助金等や支援策の整備についてお聞きいたします。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の支援や農林水産業への従事、住民支援などの活動を行いながら、その地域、すなわち三笠に定住・定着を図る取組でございます。総務省において、令和3年度で約6,000名の隊員が全国で活動しておりますが、令和6年度には8,000名に増やす目標を掲げ、その強化を行うとしております。

当市においても、制度開始から現在まで離任隊員を含めると40名を超える隊員が地域おこし協力隊として活動され、離任後も市内にて定住し、活動を続ける方が見られるようになりました。

また、当市の協力隊の特徴として、三笠高校生のOBが協力隊員として三笠に戻ってこられ活動されている例も挙げられますが、国の動向からも、今後もこの制度を積極的に利用し、様々な分野の課題に向き合って、活性化を図っていただきたいと思います。

そこで1点目ですが、協力隊の雇用形態について、当市の現状についてお聞かせください。

現在、協力隊の雇用形態は雇用型と委託型に大別されるわけですが、これらの雇用形態の違いとメリット、デメリット、働き方の違いについてお聞かせください。

また、離任後の起業時に使える補助金制度や支援策、サポート体制、また、協力隊には

高校生OBも多くいることから、三笠高校生のOBに対しての独自のスタートアップ支援等も、移住・定住または経済活性、交流人口の増加等の観点から具体的に検討する時期だと考えますが、行政の考え方についてお聞かせください。

次に、公共施設についての施設の予防保全の推進についてお聞きをいたします。

当市の公共施設等の管理に関する基本的な考え方の品質に関する方針として、予防保全の観点から、日常の点検や定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めるとありますが、現状、公共施設の日常点検について、どのような形で実施されているのかお聞かせください。

当市においては、厳しい冬の自然環境による劣化や人口減により使用しなくなった施設が増える中、施設の維持補修については、限られた財源を活用するため、計画的に優先的順位を見定めていると思っておりますが、今回市民からあった意見を基に、美園地区の陸上競技場トイレと市民センターの外観等2か所の施設についての維持補修の考え方、計画についてお聞きいたします。

陸上競技場のトイレについては既に配管の故障により使用ができない状況ですが、今回、競技場のトイレが使えないことで周辺民間施設に迷惑のかかる事案が発生しております。また、美園市民センターにおいては外観の汚れがひどく、道道沿線の施設という意味でも、あまりにも景観を損ねる汚れになっていると考えますので、それらを踏まえ、御答弁いただきますようお願いをいたします。

以上、登壇での質問を終了させていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに移住・定住施策について答弁願います。

企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、移住・定住施策についての地域おこし協力隊の制度、また、雇用形態、支援策について答弁させていただきたいと思っております。

壇上で御質問あった部分で重複する部分がございますが、地域おこし協力隊制度につきましては、議員おっしゃったとおり、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動しまして、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、それらを行うため地域おこし支援、それから農林水産業の従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住を図る取組となっているところでございます。任期につきましては、おおむね1年以上、そして3年未満とされておりまして、議員おっしゃったとおり、全国の隊員数は令和3年度時点で6,015名というところでございます。

本市におきましては、平成27年度から本制度を活用させていただきまして、本年9月1日時点の隊員数は22名となっております。移住・定住PRやキッチンスタジアム、DX事業の企画推進、それから鳥獣対策などで活動していただいております。

年代別で申し上げますと、まず20代が8名、30代が8名、40代が2名と、それか

ら50代が3名、最後の60代が1名というような形になっています。これまでに隊員として任期を終えて定住されている方につきましては、20代が5名で、そのうち4名が三笠高校の卒業生となっております。それから、定住されている方で、30代が4名、40代が2名、合計で11名が、今、定住というような形になってございます。

それから、雇用の部分でございまして。

国の地域おこし協力隊推進要綱に基づきまして、三笠市地域おこし協力隊設置要綱を定めて任用等を行っておりまして、雇用形態につきましては主に2つございまして。1つは、会計年度任用職員として任用する形態、いわゆる任用型というものです。それから2つ目が、任用関係は存在しませんが、地方自治体と隊員との間で委託契約を締結する、いわゆる委託型がございまして。現在、任用型の隊員は20名います。それから、委託型の隊員は2名となっております。この2名の内訳としましては、幾春別地区の食堂の承継を目的として委嘱された隊員が1名と、それから特産品開発を目的として委嘱された隊員が1名となっております。ところでございまして。

雇用形態の判断といたしましては、任用型は、先ほども申し上げたとおりなのですが、まず会計年度任用職員として、行政機関等を拠点として本市の地域力の維持や強化の任務を達成するための活動を行っていただくということでございまして。任用型のメリットにつきましては、身分がしっかりしているのと、社会保険や年齢によっては介護保険の加入を行政で行うということなどだと思っております。それから、デメリットという部分で、デメリットというほどのものではありませんが、副業につきましては、届出、それから許可の手续を要することが挙げられるのかなと思っております。

一方、委託型につきましては、本市の特定課題の解決、それから事業承継等を通じまして、任務を達成するための活動等を行う地域おこし協力隊としていただいております。メリットとしましては、任用型と違いまして一定の勤務時間がございませぬので、時間的な制限というか、そういうものがないというところで押さえております。また、デメリットとしましては、先ほどと反対で基本的には社会保険等の加入はありませんので、自ら加入いただくというようなことが考えられるのかなと思っております。

最後に、隊員の活動に対する支援についてでございますが、特別交付税によりまして隊員1人当たり480万円を活用しまして、報償費のほかに、住居、活動車両の借り上げ費、それから活動に要する旅費、消耗品等に要する経費、また、資格取得に要する経費の支出などを行っているほか、1年以上委嘱された隊員につきましては、終了後市内で就農や起業する場合には、これも特別交付税の措置となりますが、100万円を上限として起業支援補助金を交付し、支援を行っているというところでございまして。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 現在、市内で新たに事業を始める方などのための制度としまして、御承知かとは思いますが、市内企業の基盤強化、健全な発展を支援し、地

域産業と地域社会の発展に寄与することを目的とした三笠市商工業活性化事業やる気応援補助金という制度がございます。対象事業としましては、起業家促進助成、経営基盤強化、それから事業継承、商店街活性化、人材育成の5つの区分ということで、事業の内容によりまして、5万円から250万円の補助金を交付しているところでございます。過去の実績としましては、平成23年に制度開始以後、合計で39件、約3,400万円ほどの補助金を交付しております。飲食店に限らず、幅広い事業で利用されているところでございます。

既存の事業としてはこういう制度がございますが、本年4月に三笠市食のまちづくり基本条例が施行されまして、今後、食を通じた産業、経済、観光等による地域の活性化に向けた取組としまして、現在、商工観光課のほうにおきまして、新たな支援制度の設計を検討しているところでございます。この制度の活用によりまして、三笠高校のOBの方々が市内で起業や事業継承、それから空き地だとか空き店舗の活用などの事業展開を行うための支援という部分も想定しているところでございます。

また、やはり若い方々ですので、事業を継続していくという部分が重要でございますので、事業展開のアドバイスだとか経営サポート、フォローアップ、この辺もちょっと必要になってくるかという部分で、持続可能な事業運営を図っていくための体制づくりという部分もちょっと順次やっていかなければいけないかなというふうに考えていまして、総体的に今後進めていきたいなというふうに考えています。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） 非常に質問した以上に答弁いただきましてありがとうございます。

地域おこし協力隊制度ですけれども、平成21年に始まって、もうかなり、13年近くたつのかなと。かなり歴史のある制度なのだなというふうに思っていました。ちょうど平成21年ということは、政権交代があったときなので、この制度自体の制度設計は多分、自民党、鳩山邦夫さんが総務省の大臣になったときの制度だったのかなと思うのですけれども、実際スタートしたのは民主党政権からだったのかなというふうに思っています。

三笠も平成27年からこの制度で1人目といますか、そういった応募があったのかなというのは、ちょうど私も議員になったときだったので強く覚えているのですけれども、全国的に約6割の隊員が活動した自治体や近隣の地域に定住しているという実績があるというふうに言われていて、その4割が何らかの形で起業しているというような全国的な例も報告が上がっているところでございますけれども、どうですか、今、先ほどもお話ししましたけれども、現状の隊員も含めて40名を超える隊員が三笠で活動されていますけれども、今、現状の評価といますか、所管のほうでどのように取られているのか、ちょっとその辺お聞かせ願えないでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 質問あったとおり、国の制度は平成21年度から、私の

記憶では田舎で働きたいというような制度から始まったというふうに認識しているところでございます。

御質問にあったとおり、平成27年度から最初は移住関係のおこしを募集して活動いただきました。それで、合計で48名の方を今まで採用しております。そのうち退任者が26名ということになっております。先ほども答弁させていただきましたが、市内での定住者はそのうち11名となっておりますが、三笠市の定住率につきましては42%ということになりまして、南空知の市の平均で申し上げますと大体46%です。同程度であります。全国の平均、先ほど議員おっしゃったのは近隣の自治体も含めて6割程度ということですが、全国の同一の市町村に住むということでもあります。大体53%ということになっていきますので、若干低くなっていますが、地域おこし協力隊の採用によりまして、移住・定住の業務、さらには観光関連の業務でありますとか、幾春別地区の商店の承継など、地域力の強化、また、それぞれの業務の推進の一助になったと考えているところでございます。国も地域おこし協力隊の最終的な目的は地域への定住ということ掲げていますので、当市においても引き続き定住していただけるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） 私も、前段お話しの一定の効果があるのかなということ、今後もどんどん積極的に進めていただきたいなというふうに思います。

それで、雇用形態のことなのですが、任用型と委託型、当初この委託型というのがなかなか私も勉強不足で分からなかったのですが、前段答弁いただきました幾春別地区の飲食店の関係、ちょっと間に入れていただいたときに、この委託型という部分の雇用形態を知りまして、こういう形態があるのだということ、三笠は当時、例えば飲食店ですとか、そういった事業承継というのこれから進めるということなので、非常にいい形の制度だなというふうに思っていました。

それで、例えば任用型と委託型というのは、それぞれ募集するときに、今、三笠市、農業だったりジオパークだったりキッチンスタジアムですとか、いろんな中で応募しているのですが、いわゆる応募の条件の中でもう既にそれは、今回は任用型として募集しますよとか、ここは委託型ですよとかというような募集の形になっているのか、その辺ちょっとお聞きかせいただけますか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 募集の段階で、募集要項というものがございまして、関係する所管とその募集要項を詰めた中で先ほど申し上げた任用型に適しているのか、あるいは委託型に適しているのかという、その辺を判断した中で募集をかけているところでございます。募集要項はホームページ等で、委託型でしたら委託型ということでお示しさせていただいているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。

では、例えば、当初、任用型で隊員として活動していく中で、この中で副業ができたという話もあるので、その副業のほうがとても本人も含めて、また、三笠の活性化という部分を含めても、任用型だったけれども実は委託型として活動していきたいということになったときに、それは途中から変更することができるのでしょうか。その辺ちょっと確認させてください。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 任期中に雇用形態を変更するのかという御質問だと思うのですが、雇用形態の変更につきましては、先ほども申し上げたとおり任用型の場合につきましては会計年度職員ということで、国の地域おこし協力隊の制度的には任期中において委託型に変更することは制度上可能でございます。

しかしながら、年度の途中で雇用形態を変更しますと、そもそも任用型として目的といた業務自体に支障が生じると同時に、年間200万円を上限としています活動に要する経費についても、年度の途中では、活動の状況にもよるのですが、予算が残っていないとか、そういう問題ですとか、あるいは、これ特別交付税で措置されるものですから、その申請の時期とタイミングが合わないというようなこともあるため、私どもとしましては、当初予算編成時に隊員と次年度に向けた雇用形態や将来の定住の意向も含めた中で協議を行う必要があると思っておりますので、変更するタイミングにつきましては、原則、年度単位を基本として考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） 基本的にはということは、任用型でいきますと、基本的には会計年度職員ということになるので、その年度のときにやっていただければ、そこはうまく調整しながらできるということによろしいですね。

例えば、今後、いわゆる募集して隊員になられる方とお話するとき、前段にそういうようなことも可能だということも少しお話をしながら、多分、完全にここは任用だという方と、もしかしたら将来性、いろんなことで事業を進めるということが早めに行える方がいるときに、そういった制度が、今は任用型だけでも、ある程度、来年度、再来年度のときの段階で委託型に変えることも可能だよというような話をいただければ、割と広い意味で、今、前段ありましたけれども、三笠高校のOBの方が地域おこし協力隊として戻ってきている例が5名いて、今、定住している方が4名いるという話で、これ、すごく三笠の特徴だと思うのですね。三笠高校がそういう特色ある高校という形で開校されて、ちょうどそのときにこういう地域おこし協力隊という制度があって、多分これは両方が欠けていたら今みたいにこういう若い子が三笠に地域おこし協力隊として来るということは、なかなかなかったのではないのかなというふうに思うのですね。だから、これは、ある意味、三笠にとって三笠高校生のOBが戻ってくるきっかけにもなったでしょうし、

そういう若い方が三笠に地域おこし協力隊として来ていただけるという、ある種強みなのだろうと思います。そこで、やはりここは他市にない強みだというふうに思いますので、先ほど言った支援策と申しますか、その辺を強く今後押していったほうがよりいいのではないのかなというのが私のこの点の2つ目の質問でございます。

今、食の条例ができて、それに絡めて支援策については検討しているということでございますので、ぜひとも頭をひねりながらいい支援策を検討していただければと思います。できれば来年度の4月にはスタートできるような形でやっていただくと非常にありがたいのかなと思いますけれども、そこまで今日は言いませんけれども、いずれにしても、早い段階でそういった制度がスタートしていただけることを望んでおります。

よく、この地域おこし協力隊、実際、隊員の方々が活動されて、要は、いい自治体の裁量と申しますか、自治体が地域おこし協力隊についてどのように実際向き合っているかという部分で5つぐらい挙げられるのですけれども、第三者が入って要件を整理しているという部分と週4日などで時間に裁量があったり、活動費に裁量があって何に使えるか明確に示している、それと起業時に使える補助金制度が整備されている、行政に協力的な協力隊卒業生が地域に残っている。こんなことが挙げられるのですけれども、この中でもやっぱり起業時に使える補助金制度が整備されているというのは実は隊員の皆さんも望んでいることなので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

実際、三笠高校のOBの方々が5人応募して、4人残っている。これ、やっぱり僕は三笠にそれだけの魅力があるのかなというふうにちょっと思うのですけれども、多分、さっき5つ目に挙げた行政に協力的な協力隊の卒業生が地域に残っているということが、もしかしたら三笠市は割とそういうところが実践されているのではないのかなという気がするのですよ。だって、今まだそういった補助金制度がないわけですから、何でそういう方が三笠に残ってくれているのかなというのは、多分、卒業生も残っている部分もあるし、例えばそういう協力的に支援してくれている学校の先生がいたり、もしくは同時に行政の方、教育委員会の方、何かしらやっぱり人とのつながりという部分で三笠を選んでいるのではないのかなという気がしますので、どうですか、その辺何か心当たりがございましたでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 高校生が卒業して地域おこし協力隊として来ていただいて、キッチンスタジアムを中心に戻ってきていただいて、それに伴って起業するなり定住していただいているところというのは、私どもも認識しております、今後も起業だけにとらわれず、就職するというところも定住につながりますので、そこも意識しつつ、三笠高校の卒業生にかかわらず、この地域おこし協力隊の隊員含めて皆さんがやはり定住いただけるようなことを募集のときからしっかり、今もそういうことを含めて考えておりますが、引き続きそこはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） よろしくをお願いします。

それと、今、地域おこし協力隊という体制の中での三笠高校生のOBという形の支援の話をさせてもらったのですけれども、通告にもありますけれども、三笠高校OBへの支援策というのも実は、多分、食のその部分はそういうことになるのかなと思うのですけれども、それで1点、これは通告から少し、もしかしたら広がってしまうので、お話だけちょっとさせてください、答弁は要らないので。

いわゆる支援策、例えばお金がかかることであれば、どうしても原資というのが必要になると思うのですけれども、今、三笠高校の運用の基金というのはつくっていますよね。これは多分、施設だとか、そういった部分の今後のいろんな老朽化したときに直したりするお金ですとか、または、あそこはいろんな設備、機械があるので、そういった部分の更新というのが当然出てくるので、そのためにいろんな部分で基金を今積み立てています。運用の仕方の条例の中には、そういった例えば人に対する支援という部分はないのですけれども、今後そういった部分も考えていくのも一つなのかなというふうに思っています。

ちょっと大きく言うと、今は三笠高校生のOBが三笠で何かやったときに支援することなのでも、私は実はもっと広く考えていて、三笠高校生のOBが、例えば三笠ではなくて、東京であろうが、ニューヨークであろうが、イタリアであろうが、そんなところでチャレンジするときに、何か支援できる制度というのがあると、正直言って広いな、すごくいいまち三笠というようなイメージにつながるのかな。そういった部分は多分、長期的に考えると、絶対三笠市にフィードバックしてくると思うのです。そういう部分も少し視野を広げて考えていただけないかなと。これは私の考えですので、今日は答弁は要らないですし、基金についてはお話ししていませんので。例えば今、育英基金なんかもあるので、5,800万円ぐらいですか。これは人材育成について使用されると前に市長もお話ししていたけれども、この辺もまだ残っているので、こういった基金を原資にして使うことも可能なのかなとちょっと思いました。

ただ、広くなりましたけれども、何らかの一定のルールの中で、例えばOBのいろんな支援というのがあると、今後、要は高校自体の運営にもプラスになっていくのかなという気もしますし、そのぐらいのブランドをつくっていくというのも、またこの三笠の魅力につながっていくのかなというふうに思います。なかなか地域人口をある程度、要は維持していくのは非常に難しいので、やはり交流人口という部分を考えていくと、そういったいろんなことを仕掛けることで、まちに人が流れてくるという効果もございまして、それが例えばいろんな世界規模になってくれば、いろんな意味で三笠という名前が、今はSNSとかいろいろありますので、そういった部分で出てくると、いわゆるインバウンドだったり海外の部分が、北海道に来たときに、おい、三笠ってあるじゃないかということで、来る可能性も長期的にはあるというふうに、そんなようなことにつながっていくのかなというふうに思っていますので、参考までにちょっとお話しさせていただきましたので、少し

でも検討できるものがあればよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 議員が言われた食に関する部分については、できるだけ今、制度設計を頑張ってやりまして、できるだけ早い時期にお示しできればなど。予算の関係もありますので、また御相談させていただきたいなというふうには考えています。

それと、答弁は要らないと言ったのですけれども、外で活躍する三笠高校のOB等についても、それがUターンだとか、将来的に三笠と関わりながら、やはり三笠にどういったメリットを含めてあるのかも含めて、総体的にちょっと、今、卒業生ともいろいろ話す機会も増えてきていますので、その辺は時間をかけながら市民の方が納得するようなことが今後できるかどうか。せっかくうちの高校を出ていただいて、やはり三笠のまち、三笠という名前を広めていただいていますので、この辺どう今後も広げられるかというのは十分考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） よろしくお願ひします。

ちょっと大きく言ったのですけれども、いずれにしても、やっぱり三笠に何らかの見返りといいますか、そういうものがないと駄目だということはまず一つにありますので、それなくして今言った話にもなりませんので、ぜひとも。

でも、本当にやっぱり若い人というのかな、今の若い人は本当に、発想もそうですが、発信力がすごいので、この間もちょっとユーチューブに出ただけで、多分すごいですよ、人が。市外から来ている人が。あのぐらいのものでも、あのぐらいの人が来るのだな。あのぐらいつて、あのびっくりですけれども。かなりの人が三笠市に入ってきている状況なので、やっぱりそういう意味では、当然三笠は高齢化のまちなのですけれども、その人たちを安心して守っていくためにも、やっぱり今、若い人にしっかりとエネルギーを注ぎ込むというのが三笠市として必要なのかなというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

いろいろと支援も考えていただくようなので、それに期待して終わらせていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 移住・定住施策についての質問は終了でよろしいですか。

◎3番（折笠弘忠氏） はい。

◎議長（武田悌一氏） 次に、公共施設等について答弁を願ひします。

企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、公共施設等についての公共施設の予防・保全の推進について、公共施設の日常点検実施状況ということで答弁させていただきます。

公共施設の管理につきましては、それぞれの担当する所管で施設ごとにその形態に合わせて、通常業務の一環として施設等の点検を行っているところでございます。日常的には、職員や委託企業の従業員などによる外観や施設内全体の目視による点検のほか、自動ドア、エアコン、それから暖房器具などの機器につきましては、動作や異音の有無などを確認してございます。また、特に季節の変わり目などにつきましては融雪後の建物への損傷の有無、それから夏から秋にかけては豪雨に備えまして排水設備などの点検、また、冬は屋根の積雪状況の確認などに特に注意を払い、点検を行っているところでございます。臨時的には、最近、台風の接近がございましたが、そのようなときや天気予報に応じまして消防本部と連携した中で情報を整理させていただいて、事前点検を行っているところでございます。

さらに、建物に付随します消防設備などの各種機器につきましては、法令または業者の推奨に基づきまして、専門業者による定期点検を行っているところでございます。そのようなことで、事前に適切な点検を行うことで劣化や損傷を早期に発見でき、補修費用を削減する効果が期待できると同時に、施設利用者が安全で安心な状態で利用できることから、点検等の結果により故障、それから不具合が発見された場合は、できるだけ速やかに必要な維持補修を実施してきたところでございます。

計画的な修繕等につきましては、第9次三笠市総合計画におきまして一定の金額を修繕費として措置し計画しておりますが、今後も引き続き、市民等が安全で安心して公共施設等を利用できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 私のほうから、美園市民センターの外壁の汚れにつきまして、修繕計画ですとか今後の考え方につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

各地区市民センターの管理の仕組みといたしましては、現在、各地区の連合町内会と市民センター運営業務委託契約を締結しております。そのため、各市民センターの管理人が利用の都度、部屋や設備の点検、清掃などを行い、異常を発見した場合は、市民年金係に報告をいただいているところでございます。また、担当職員が月に2回各市民センターに赴き、管理人から話を聞いた上で、施設内外を確認し、必要に応じた修繕を計画し、毎年予算を要求するなどの対応を行っております。

予算要求の基本的な考え方としましては、施設の機能維持に直接影響を与える箇所を中心に実施しております。ここ五、六年の修繕の内容ですが、大規模な修繕としましては、令和2年に実施しました1,000万円規模の山の手市民センターの屋根改修事業、各市民センターを一斉に行うのではなく、年次的に行った修繕としましては、給湯器の更新、玄関手すりの取付け、トイレの洋式化や自動ドアの改修、集会室の間仕切りの修繕、

畳替え、テーブル・椅子の更新、放送設備の更新、喫煙所の設置などを行っております。年次的に実施しましたこれらの事業につきましては、本来的には単年度で各地区市民センターで一斉に実施したい事業ではございますが、各地区市民センターの修繕については、補助金など特定財源がなく、一般財源からの支出になることもありまして、市の全体的な予算の中での緊急的な要素や政策的な要素の兼ね合いも含めて、市民センターの運営に支障のない範囲の中で、年次的に計画をし、少しずつ整備をした中で運営してきている状況でございます。そのような状況から、機能維持に影響を与えない壁の汚れなどにつきましては、どうしても後回しになっているのが現状となっております。

美園市民センターにつきましても、機能維持をするために必要な修繕を年次的に行ってきましたが、建築後約30年を経過いたしまして、外壁については土やほこり、カビ、コケ、雨垂れなど、様々な要因によりまして汚れが長年にわたり染みついてしまっているのが現状となっております。この対処につきましては、建設課や事業者にも相談をしましたが、高圧洗浄機等では汚れを落とす効果は薄いとのことから、塗装が最も確実な方法と考えられ、汚れが目立つ正面の塗装で金額にいたしまして130万円程度、4面全てを行いますと500万円程度かかるものと想定しておりまして、高額となることから、来年度予算に向けまして市全体の予算の中で緊急的な要素や政策的な要素との兼ね合いも考慮した中で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 私のほうから、運動公園陸上競技場前のトイレの今後の考え方についてということで答弁させていただきます。

まず、陸上競技場前のトイレにつきましては、昨年9月末にトイレ内に異臭が発生しまして、床下配管からの漏水等が確認されたことから利用を中止し、代替対策としまして高校生レストランのトイレや子ドームトイレの利用を促す案内看板を設置したほか、状況に応じて利用団体等へ情報周知などの対応を図っているところでございます。

このトイレにつきましては教育委員会としましては撤去する方向で考えておりますが、撤去費に対する有利な財源が現状ないため、時期につきましては市予算全体の中で整理したいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。

まず、点検の部分ですけれども、これ例えば市民センターですと管理人の方がいらっしゃって、また、ほかのいろんな運動施設だと指定管理の方がいらっしゃって、それぞれ点検するのは管理人だったり管理者だったりという方が点検をして、その後どうなのか、それぞれの所管がさらにチェックするという体制になっているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 委託契約の職員でありましたり、あるいは指定管理者という部分でいきますと、まず企業の職員が点検しまして、必要に応じて市の職員も現地に駆けつける場合もありますし、今、カメラ等ございますので、それで報告していただく。基本的には、指定管理や委託の職員がまずは点検していただいて報告いただくというような形になってございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） これ、例えば点検項目だとか、マニュアルみたいなものは存在するのですか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 市全体的な修繕マニュアルというか、点検マニュアルというものはございませんが、施設によって、例えば指定管理等であればマニュアルまではいきませんが、このように点検するというようなことを指定管理業者であるとか、あるいは委託業者であるとか、そこと詰めてやっているのではないかなと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） 分かりました。こういった公共施設等の総合管理計画等も作成して、その中で運営していっていると思います。

三笠は非常に歴史もあって、やはり人口減ということもありますので、使われなくなったそういった公共施設も多くございますので、利用しなくなった部分についてはどうするのか、やっぱり利用されている部分については大事に、財源ないですから、今聞いている中でも、修繕の部分でも優先的な順位を決めながら、行政も分かっているのだけれども、なかなかできないというのが本音のところだと思うのですけれども、そういった形でやられているということなので、ぜひとも早い段階でやればそれまでお金かからなかったという部分も当然あるので、その辺をしっかりと見定めていただきながら、今後もやっぱり公共施設については、点検をしていただきながら大事に大事に管理していただきたいなと思います。

それで、今回市民の方から2点あったので、まず、ちょっと順番があれだったので、市民センターなのですけれども、当然気づいていらっしやっただと思うのですけれども、私もこれはもう前からなかなかひどいなというふうに思っていたのですけれども、高压洗浄等を試みたとこともあったというようなお話もありましたけれども、あそこは、美園は市民センターの中でも実は一番新しいのですよね。ただ、もう30年経過しているのです、あそこをやるとほかの部分ということにもきつとなるのでしょうけれども、いろいろ全部の市民センターも、私これをやる前に確認して見てみました。やっぱりそれなりに老朽化というか、それなりの歴史を感じる建物になってきたなというふうに思っているのですけれども、ただ、これやっぱり美園のあれは、ちょっとその範疇を超えているのですね。エントランス部分の要は意匠的なものも絡んでいるのかもしれないのですけれども、やっぱり

要は雨水が切れないような構造になっているのですね。だから、なかなかあれを防ぐのは、もしやるにしても、塗装の部分でもやっぱり汚れが残らないような、そういった溶剤を使うか、もしくは水を切るための何か水切り等をつけるのかというようなことにもなると思うのですけれども、ただ、今いろんな過疎の地域を見ると、それぞれいろんな地域にも、骨格となるそういう大きな通りがあるのですけれども、そういったところの景観というのは、やっぱり人口減が進むまちほどそういった部分が多く見られるなという部分で、当然公共施設なので機能性が重視されて進んでいるのでしょうけれども、三笠市は、まだあの道道は非常に富良野からの部分で、今年なんかもコロナの影響も少し収まって、非常にまた、私のところから出てくるのも車の台数が多過ぎてなかなか行けないぐらい、またそういったものに戻ってきているなという部分で、それだけあの部分については、いろんな方が見ていっているのです。本当に火事でも起こったのかというぐらいの汚れです。

前段ちょっと部長のほうからも、エントランスの部分なら130万円ぐらいというお話がありましたけれども、例えば全部やるとなると、さっき言ったような500万円なり600万円なりという金額が発生してくるし、例えばほかの市民センターの部分の兼ね合いも出てくるので、そうなるので、ここは一番新しいので、機能的にも新しいので、では逆に言うと、その汚れだけを目をつぶってしまえば、逆にほかのところかとなってしまいますけれども、やっぱり優先順位を決める中で、機能性だけではなくて、あそこについてはやっぱり三笠市の景観という部分も、ぜひ優先を決めるときの一つの要因として考えていただきたいと思います。当然なかなか財源がないですから、難しいのは分かっていますけれども、そういうふうに市民も見ているという部分もございますし、実際あそこは平成27年からコミュニティの、要は事業の中で市民センターは市民に使われる施設なので、そういった部分でもやはりもう少し考えていただきたいなというふうに思っていますので、ぜひともその辺については再考してください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 美園市民センターの外壁につきましては、例えば壁を塗り直す際に、先ほど折笠議員がおっしゃっていたように汚れがつきにくい塗料など、そういったことを工夫しながら、これは建設課とも相談しながら、こういった形がいいのか、そういった部分も含めて直す際にはそういうことでやっていきたいというふうに思っております。

あと、景観上の問題ということで優先順位という形なのですけれども、その辺、全体的な予算がございますので、やはり予算編成のときに所管としては要望した中で市全体の予算の緊急度合い等を含めて検討をしてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） よろしくお願いたします。

それでは、陸上競技場の駐車場と言ったほうがいいですね。あそこのトイレについてなのですけれども、ちょうどゴールデンウィークぐらいだったと思うのですけれども、あそ

このトイレが使えないということで、近隣のコンビニエンスストアに多くのそういったトイレを利用する方が殺到して非常に迷惑になったというような事例があって、教育委員会のほうでもそちらのほうに足を運んで謝罪をしながら対応したということで、そういった部分については非常にいい対応をさせていただいたのかなということだったのですけれども、いずれにしても建物自体は今お話の中で撤去するような形だというふうなことを聞いていますけれども、実際にあそこの今、例えば陸上競技場なのですけれども、野球場も今いろいろ審判のあれもなくなったので、大きな公の大会は使われないのかなと思うのですけれども、サッカーなんかは割と今、競技場も結構芝なんかもきれいにして、利用されている感じがあるのですけれども、今後、陸上競技場をどういうふうに運用しようと考えているか、その辺ちょっとお聞かせもらえませんか。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） まず、トイレの問題につきましては、人の生理現象ということもございまして、しっかりと陸上競技場と球技場の前にあるトイレのほうを活用いただけるように、団体の方、利用する方々にはしっかりと伝えて、近隣に迷惑をかけないような形では進めていきたいと思っております。

あと、陸上競技場については、平成17年に公認というものをそこで1回廃止しております。その後、利用としましては、今現状サッカーだとか、そういったことが中心となってきております。今後についても、大きな大会だとか、そういったことには、若干整備するのに1,000万円以上かかったりだとかということで前回公認等も諦めていることもございまして、現状の使い方がメインになっていくのかなと、そのように思っているところではあります。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） 分かりました。

大体今ぐらいのレベルのものでやっていくということで捉えさせていただいて、そういった利用する方々に、今も、だから、そういう話をしながら、例えば今でいくと高校生レストランのトイレ、それと横の子ドームのトイレなのかな。あそこを利用するということなのだけれども、これ、今回トイレが使われて使用できなかったから結局はそう言っているという話になるのだけれども、僕が思うに、例えばあそこのトイレが使えたとしても、そういうようなコンビニに人が押し寄せるといふ事案はもしかしたらあったのかもしれないですよ。ただ、今回の場合は、間違いなくあそこが使えなかったということがあったものだから、そういう話になってしまったのですよね。だから、正直言って、要は陸上競技場から私も歩いてみたのだけれども、大体五、六分かかるのですよね。その前に、陸上競技場の中のトイレあるじゃないですか、メインスタンドの。あれは使用できるのですか。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 陸上競技場の中には、男性でいきますと洋式、和式1つずつ

と小便器が3、それと女性のほうが洋式、和式が1つずつということで、使用できるということに対応しております。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎3番（折笠弘忠氏） 使えるということなので、ある程度の人数はカバーできるということなのですよね。そうですね。であれば、ただ、今回そういうふうな事例が起きてしまったので、正直言って、ただ、そこで利用する方々にそういうアナウンスをして今後しないようにしますよと言っても、また来年もそういうことが起きればどうなのだという話もありますし、例えばそういった部分の、ほかの地域で近隣にそういうコンビニエンスストアがあった場合、その辺の負担を一時的に補助するという地域もあったり、例えば簡易的なトイレを一時的に置くということも今回については必要なのかなというふうにちょっと思っています。

その中で、随時利用していただく方に、遠くなるけれども、そういうトイレを利用してくださいということを何年かやって、そういった簡易トイレも撤去していくということならまだ分かるのですけれども、今回ある程度そういう迷惑かけてしまった部分、それはもうお金にかかることなので、そういう迷惑をかけているので、そういうのが分かってしまっている、ある程度対応が僕は必要なのかなと思っていますので、その辺ちょっとどうですかね。一時的に簡易トイレを置くというのが簡単なのか、シーズンの上がった分のそういった水道料金がある程度補助していくのが簡単なのか、ある程度一定の何かそういうものをしないとどうなのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 今の御質問は近隣の商業店舗等への支援という御質問かなと思うのですけれども、まず委員会としましては、こういった施設、可能な限り満足のいく利用をしていただくというのは、前提として私たちとしても思っているところでございますけれども、全てそれがお客様、利用されている方々に100%の満足度というのはなかなか難しいかなということと、あと子ドームトイレ棟までは400から450メートルぐらい確かに距離はありますけれども、機能としては兼ね備えているという、今、委員会としてはそのように押さえさせていただいております。トイレの機能としては、周辺のことも含めながらお願いしていくしかないかなと。その中で、まるでそこが損なわれていて、ほかの施設にお願いをしなければならぬという段階でございましたら、そういったこともちょっと考えていかなければならぬなとは思っているのですけれども、今現状の周りの施設の中で利用をいかに利用者の方にお伝えできるかということをしかりと委員会としてはやっていきたいと考えているところです。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員、いいですか。

◎3番（折笠弘忠氏） ちょっと答弁あれなので。

◎議長（武田悌一氏） 時間なので、早めに。

◎3番（折笠弘忠氏） 分かりました。いずれにしても、そういった努力していただく

ということなのですけれども、どうなのかな、教育委員会のほうでトイレまでの部分が機能的に許容できる範囲というふうに判断しているのが、一般のあそこの競技場を利用する方が果たしてそれが許容できる範囲なのかという部分は多少あるのかなというふうに思っています。いずれにしても、今後そういったような御迷惑がかからないように、教育委員会としてもしっかりと対策を練っていただきたいと思います。もし、今後そんなことがあったら、今までそういう話が通用しないのだなということになりますので、そうしたときに、今度、ではどれぐらい大きな費用がかかるという話にまたなってしまうので、それだけは、ある意味覚悟して対策を練っていただきたいなと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、折笠議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入ります。午後1時から会議を再開します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

5番畠山議員、登壇願います。

（5番畠山宰氏 登壇）

◎5番（畠山 宰氏） 令和4年第3回定例会に当たり、通告順に従い質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

初めに、雪害対策についてお伺いいたします。

今年度、北海道の夏は比較的過ごしやすいシーズンでありましたが、日本全体を見ると、記録的な早さで梅雨が明けることになり、6月下旬から7月初めには記録的な猛暑となりました。気象庁の検討会では、この暑さについて異常との見解を示し、こうした異常気象が起こっているのは日本だけではなく、気候危機がますます緊急の課題と化す中、世界各国は、普通の日常が我々の適応能力よりもはるかに早く変化しているという現実を直視しなければならないと思われまます。

中国では、異常な熱波と干ばつが70日続き、大きな被害を受けているようでありまますし、干ばつに見舞われている地域があるにもかかわらず、一部では鉄砲水が発生する地域もあり、また、韓国では、観測史上最多となる豪雨を記録しました。イギリスでは、1935年以来、最も乾燥した7月を記録することとなり、ヨーロッパの干ばつは過去500年間で最悪の状態でありまます。アメリカも、ヨーロッパと同様、各州での記録的な気温の上昇により、深刻な干ばつに見舞われている次第でありまます。インドでは今年だけで200日間も熱波を経験し、また、水位の低下により世界各地で古代遺跡が発見され、極度の干ばつに悩まされている国がある一方、パキスタンでは集中豪雨により国土の3分の1が浸水するという事態となり、想像を絶する規模の被害であることがうかがえます。

世界の気候は極めて不安定になっており、これらの影響により将来的な食料確保の深刻

さがうかがえます。食料自給率が低い日本にとっては、いかに自主生産性を高め、自己消費率を上げていくことが非常に大事な時代に入ってくるかと思われれます。そんな世界の気候変動について注視しておりまして、日本は水資源に恵まれている環境であるわけですが、当市の場合、集中豪雨による被害、また、令和2年度に経験したような大雪による雪害に不安を覚える次第であります。

そこで1つ目の質問ですが、第2回定例会にて地域安全克雪方針を策定するために補正予算が組まれましたが、近年の状況を鑑み、克雪方針の策定に踏み切ることに至った経緯をお聞かせください。

次に、移住・定住促進についてお伺いいたします。

2005年、2006年を機に、我が国全体も人口減少局面に突入したことから、地方創生の名の下に、国家レベルでの人口維持に向けた取組の一環として、過疎化の進む農山漁村でも人口ビジョンの策定が求められるなど、人口増は目指さないまでも過疎化のペースを食い止めるような政策が求められており、過疎という課題は、地域の問題というよりは、国家レベルでの人口移動に起因する問題でもあり、若者の流出に伴う人口減少の課題は、地域だけで解決するような性質ではなく、国家レベルでの生活のあり方が問われていると思っております。

そこで、当市でも採用しております地域おこし協力隊、この制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。この制度が生まれたのは2009年であり、制度開始時点では89人から始まったところ、2021年には受入れ自治体が1,085に増え、6,000人以上が活動するほどに拡大してきております。

令和3年度の調査によりますと、令和3年3月31日までに任期を終了した隊員8,082人のうち、活動地と同一市町村内に定住したのは4,292人であり、地域おこし協力隊の最終目標である地域への定住に関しては約6割となっております。定住された方に関しては、任期終了後、約4割が就業、約4割が起業、約1割が就農・就林などに従事しているようであります。地方自治体にとっては、制度をうまく活用すれば、自らの財政負担なしに当該地域の活性化を図ることができ、さらには移住実績にもなるという、極めて魅力的な制度であると思っております。

そこで2つ目の質問ですが、これまでに地域おこし協力隊員を多数採用されてきましたが、それぞれの所管で採用するに当たり、地域おこしの観点から、こういった狙いを持って採用に至っているのかお聞かせください。

次に、地域資源の有効活用についてお伺いいたします。

世界情勢が不安定な中、エネルギーや穀物などの先物価格の推移が大変気になる場所であり、加えて今年度から今までにないほど急速に円安が進んでいることもあり、あらゆるものを輸入に頼る本国において、資材高騰も大変危惧する場所でもあります。

私は、度々この場をお借りしまして、食とエネルギーがあるまちは必ず生き残るということと言及してまいりました。資源がある地域は、今後ますます重要な役割を果たしていくであろうことかと思っております。当市は、高い食料自給率を筆頭に、水資源が豊富であるとともに、木質バイオマス事業の取組、また、石炭地下ガス化による将来的な水素エネルギー利用の可能性があるなど期待できる分野があり、世の流れとして、今後は資源主義の要素が強くなっていくのではないかと思うわけであります。

そこで3つ目の質問ですが、行政区域の86%を森林に囲まれた本市において、当市の象徴であり、木材は重要な地域資源であると捉えております。食のまちづくり基本条例が制定されたこともあり、より特徴づけるために木工食器などを積極的に活用してはどうかと思いますが、考え方をお聞かせください。

以上で、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに雪害対策について答弁願います。

消防長。

◎消防長（田川善幸氏） それでは、私から、地域安全克雪方針の策定に至った経緯について答弁いたします。

地域安全克雪方針の策定につきましては、これから進めていくこととなりますけれども、この克雪方針の策定に至った経緯といたしましては、令和2年度に記録的な豪雪となり、住宅の除排雪の対応が逼迫し、市内の除雪業者への依頼が困難になるなど、その対策に苦慮したところでございます。

その一方で、道路への雪出しが相次ぎ、除雪マナーの低下や除雪作業中の死傷事故も発生したことから、これらの改善や総合的な豪雪対策について検討していたところ、国の令和3年度補正において豪雪地帯安全確保緊急対策交付金制度が創設され、当市においても、高齢者を中心に除排雪作業の困難な方が多くおりますので、作業中の死傷事故を防止するため、この交付金を活用し、安全で安心して冬を過ごせる地域を実現するための克雪方針の策定と、除排雪作業時の安全を確保するための取組を実施することに至ったものでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） では、雪害対策について再質問していきますけれども、まず地域安全克雪方針が、これから中身が煮詰まっていくことかと思っておりますけれども、これによって、地域の皆さんにもモラルですとか、ある意味その対策なり、浸透していったらいいなというようなところでもありますけれども、地域の高齢化が進むに当たりまして、雪害に対して、けがの事前防止ですとか、マンパワーの確保ですとか、そういったところも非常に重要な課題になってくるのかなと思っております。

そこで、総合常任委員会でも所管事項調査で大雪による影響について調査した経緯がありますけれども、そこで除雪作業員の方が、担ってくださっている方、非常に年齢層が高

い位置にあるのかなと、半数ほどを占める状態であるのかなとっておりますけれども、今後の人材確保に向けて、何か考え方というものは持っていらっしゃいますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 除雪、あと排雪等々のほうで私から答弁申し上げますけれども、まず人材確保につきましては、なかなか今、機械のオペレーター等々も高齢化している会社もございますけれども、ここの部分は、いろいろと会社のほうでも若い方々、今、採用したり、あと若い方に除雪の体制の中に入って、実際にオペの指導等々を行っている中でございます。

我々としても、人材確保という部分は重要視になりますから、いろいろと建設協会等々も含めた中で、検討を今後も継続していきたいというふうには考えております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 若い方の確保にも向けて、今、動いておられるということでしたので、そこは期待したいところでもあるのですけれども、なかなかそれでも難しい部分も出てくる分野があるのかなというふうな印象も受けましても、令和2年度の大雪の影響、これは大変記憶にも新しいところであります。

そこで、公共施設においても大変な損壊といいますか、被害がありまして、それに対する費用もかなり大きなものであったかと思っておりますけれども、まず公共施設においては、主に屋根の雪に関してですけれども、どういった基準で対処されているのか、その点は定まっておりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 公共施設の中で特に施設で多いのが市営住宅でございますので、市営住宅で申し上げますと、建物の構造や、あと屋根の形状が異なりまして、また、雪の降りが例年違います。私どもでは、目安として降雪の累積が5メートルをめぐり、ちょうど積雪が1メートルを超えてくる値になりますので、現地の状況や、あと委託業者の状況も踏まえて判断することにしております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 降雪が5メートル、積雪が1メートル少しということで、これはもう従来から、この基準ですとずっとやられてきたということでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 従来までは、なかなかめぐりというところは決めはしていませんでしたが、公営住宅のいろいろと屋根の損壊等々が発生したことによりまして、一応めぐりとして、作業を実施するか否かという部分を決めるために、2年ほど前に、このめぐりは決めたとような状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 2年前に決めたとということで、明確な基準ができたことによって損壊の可能性というのが今後落ちていくのかなと思うのですけれども、除雪費用に関して

は、今後やはりその基準の影響で上がっていく可能性、増加していく可能性というのは想定されているということでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 状況によりまして、当然気温だとか、あと雪質や、あと屋根に積もった重さなども、多分状況は違うと思いますけれども、ここの基準をつくったから除雪費が多くなるとかという考えではなくて、ある程度の一定の部分になりましたら、やらなければならないと思っておりますし、あと市営住宅におきましては、基本、入居者が御負担いただくということもございますから、この辺は、基準を決めたから費用が上がっていくというところは考えておりません。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） まずは、そういった明確な基準ができたということについて、非常に安堵しているところでありますけれども、調査でもお聞きしましたけれども、災害共済金の額が今後50%に、損壊が起きた際に手当てが半分になるというふうに聞いておりますので、事前にどういった対処ができるのかということも重要な課題であると思うのですが、そこで委員会では、市内業者だけではなかなか対応できなくなってくる可能性も出てくると、そういうことで、周辺自治体含めて業者の確保もしていかなければならないのだというようなことをお聞きしておりましたけれども、どこまでそれが確保できるのかどうかというのも非常に気になる点ではありますけれども、その見通しは立てておられますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 昨年の状況ですけれども、除雪が逼迫したときに市外業者の応援をお願いしなければならないということでは、ここは江別市と栗山町でしたけれども、10件ほど業者が対応可能だとか、相談に応じていただけるだとかというお話をいただいています。ただ、ちょっと今、日にちがたっているので、その辺の確認は必要だと思いますけれども、そういった逼迫しているような状態があったときには、市外の応援を受けていきたいなというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 余裕のある地域と言ったら、またおかしいですけれども、当市の課題だけではなく、十分に確保できれば心配ないのですけれども、ただ、大雪というふうになると、恐らく周辺自治体も同じような対応に追われるのかなという点では、非常にそこは業者の確保にどこも苦労されるのかなというふうに予想するのですけれども、そこで最大限、市内にて対処できるかどうかというのが鍵になっていくと思うのですけれども、私、調べていく中で、屋根の雪ですとか雪庇の対策として新しい設備、ランニングコストを抑えた新しい落雪システムが、どうも地域によっては普及しているところもあるということが分かりまして、そういった新しいシステム導入も効果が出てくるのかなというふうな思いがあるわけですけれども、そういったシステム導入の可能性はいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） お話をいただいた商品につきましては、本州の会社が販売して、屋根に積もった雪を、三角屋根の頭頂部に電熱パイプを設置して、雪を解かすことで、雪の重さにより滑りやすく、落ちやすくなる装置なのかなと思います。

市営住宅や公共施設におきまして、この設備を導入するに当たりまして、屋根の形状や勾配から、まず雪がスムーズに落ちるのかどうなのか、また、設置しても屋根を滑りやすくするために定期的な屋根の塗り替えが従来どおり必要になると考えておりますので、また、建設コストや毎年発生する電気料、あとメンテナンス費用、ここら辺がちょっとどこまでかかるのか分かりませんが、市営住宅等々においてこの商品を設置した場合、維持管理コストを入居者に御負担していただくということになるとと思いますので、現状ではちょっと導入は難しいかなというふうには考えております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 現状ではというお答えでありましたけれども、この辺が確かに条件といいますか、クリアするべき部分が、はっきり明確になってくれば、また可能性も出てくるのかなというふうには思いますけれども、まずは事故防止のために屋根の上に上がる作業をできるだけ少なくする、また、人への負担をできるだけ減らす、そして必要な場所にマンパワーを注いでいくということが非常に重要かと思うわけですが、現状では十分に検証、それから成果を見定めていく必要があるかと思っておりますけれども、こういった新しいシステムがもし導入可能というふうな時期になるならば、今、実際に導入されておりますリフォーム助成の部分、こちらを活用することも可能性としては考えられますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 一般住宅への設置におきましては、当市が行っております住まいのリフォーム助成事業の対象となるものの中で、ロードヒーティングや屋根の電熱装置などの融雪設備自体は従来から対象としておりますので、市内の施工業者が行うリフォームであれば助成可能な内容と判断いたします。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） こちらを開発されている企業さん自体が、今、連携できる企業さんというのを探しておられるような状況もホームページで確認しておりますので、こういったシステムがもし普及できるとなると、市内の業者さんの助けも必要になってくるのかなと思うところではありますが、こういったシステムにより、まずは雪による家屋損壊、それから人的被害を未然に防止できるようになるとよいなと私は思っているわけでありまして。

雪の対策は、移住・定住にも非常に重要な影響をもたらしてくる部分かと思っておりますので、今後とも必要な対処をよろしく願いいたします。

以上で、次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） 次に、移住・定住促進について答弁願います。

企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、移住・定住促進についての各所管の採用方針、それからビジョンということをお聞きしたいということで、その辺につきまして御答弁させていただきたいと思えます。

まず、地域おこし協力隊の採用につきましてはということ、登壇での畠山議員からの質問と先ほどの折笠議員への答弁とも重複する部分ございますが、地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動しまして、地域活動等を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組となっており、本市では、これまでに、先ほども御答弁させていただきましたが、48名の方を委嘱し、現在11名が市内に定住しているところでございます。

また、今年9月1日時点における隊員数は22名となっております、部門別に申しますと、移住・定住関連業務が2名、農業関連業務が2名、それから観光関連業務が11名、保健福祉関連業務が1名、それから教育関連業務が2名、文化芸術関連業務が3名、最後にDX関連業務が1名となっているところでございます。

そこで、採用に当たっての狙いとビジョンということでございますが、まず移住・定住関連業務では、移住検討者に対する移住相談でありますとか、移住情報の発信を行うことによりまして、移住・定住の促進を図ることを目的として採用しているところでございます。退任後の、この部分のビジョンとしましては、隊員の中には、これまで培った技術やスキルを基に三笠市の魅力発信を続けながら、移住者や地元の方と交流し、定住することを検討しているところでございます。

次に、農業関連業務でございます。農業の担い手候補としての研修活動のほか、有害鳥獣の駆除やジビエに関する研究等を行うことによりまして、市内農業の振興を図ることを目的として採用しているところでございます。退任後のビジョンとしましては、就農または鳥獣対策を専門とした会社の設立などを行い、定住することを検討しているところでございます。

次に、観光業務では、三笠市の観光案内、それから情報発信等を行うほか、DMOの推進や「ESSOR STORE（エソールストア）」を活用した特産品の販売促進の推進、「MIKASAぼけっとマルシェCOCOCHI（ココチ）」を活用した地域産品の販路拡大や三笠鉄道村のPR、それから各種イベントの企画立案、さらに三笠ジオパークを中心とした観光・教育・ツーリズム等を促進することにより、市内観光の振興を図ることを目的として、それぞれ採用しているところでございます。退任後のビジョンといたしましては、定住を前提としまして、市内での起業や就職等を検討しているものでございます。

次に、保健福祉関連業務では、介護予防や生活習慣病予防を主眼とした健康づくりを促進し、市民の健康増進等を図ることを目的として採用してございます。退任後のビジョン

につきましては、これまで培った技術、経験を基に、資格なども取得した中で、市内での就業や定住を検討しているところでございます。

次に、教育関連業務では、キッチンスタジアムにおける料理教室等の企画の運営支援等を行うことを目的として採用してございます。退任後のビジョンとしましては、市内での起業や定住を検討しているものであります。

次に、文化芸術関連業務では、文化芸術振興促進施設における企画立案などを行いまして、市内における文化芸術の振興、発展を図ることを目的として採用してございます。退任後のビジョンとしましては、隊員の中には、市内での起業や定住を検討しているものでございます。

最後に、DX化関連業務でございます。市内のDX化の実現に当たりまして、行政と市民のパイプ役となりまして、デジタルに関する市民の理解、それから普及を進めることを目的として採用しているところでございます。退任後のビジョンにつきましては、これまで培った技術や経験を基に、市内での活動を通じまして定住を検討しているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 幸氏） 地域おこし協力隊の方々、私の思いとしては、最終的には、やはり定住に結びついていただきたいというのが一番の本音であり、根底のところでありませう。

そこで、午前中、折笠議員が質問をしたところもありますけれども、これまでの協力隊員、当市への定住率42%であるということをお伺いしました。そこで、全国の協力隊員全体では、任期終了後に定住された方に関して、約4割が就業、約4割が起業、約1割が就農・就林となっておりますけれども、当市の状況はどのような内訳になっておりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 退任後の内訳ということで御答弁させていただきますが、11名の内訳です。就農が3名、起業が準備中を含むのですけれども3名、それから就職が3名、婚姻等が2名の合計11名が退任し定住した状況となっております。率にしますと、起業が27.2%、それから就職等と同じく、同数ですので27.2%と、就農が27.2%で、最後、婚姻等が18.1%というような形になっていくのかなと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 幸氏） 大変ここに関しては人数がまだ少ない部分もありますので、割合がどうだというところの話にもならないとは思いますが、全国的なものと比較して、当市の特徴もここで見えてくるわけでありませうけれども、任期終了の日から起算して前1年以内、そして任期終了の日から起算して1年以内に起業しますと起業支援補助金、

最大100万円だそうですけども、これを受給した方というのは、こちらはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 起業支援補助金の交付状況ということで、本年9月1日の実績になりますが、4名交付しているような状況で、年度別に申し上げますと、令和元年度が1名、これは就農に関わり交付金を交付しているところでございます。それから、令和2年度が2名、これも2名とも就農に関わるものでございます。令和3年度が1名で、これは起業に係るものでございます。

いずれの交付金につきましても、特別交付税で財源として措置されているものでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 受給をされた方がこれまでに合計4名ということになるかと思えますけれども、この受給される方が上がっていくような採用の仕方を私はやはり推していただきたいなというような思いではあるのですけれども、そこで地域おこし協力隊の募集内容、それから業務内容、度々拝見してきておりましたけれども、今現在、実際に募集されている最中のももありますけれども、業務内容を見る限りでは、任期終了後のなりわいとして結びつくことがなかなか難しそうな業務内容もあるように感じるわけでありましてけれども、その中で、これまで採用された中、農業後継者の育成ですとか、また、飲食店さんを引き継いだ事業など、協力隊の方が定住とともに地域おこしへと結びつきやすいイメージも私の中ではあるのですけれども、それが大変いい事例になっているのかなというふうな印象を受けるわけでありましてけれども、1つ強い思いとしましては、業務内容が任期完了後のなりわいを見据えた採用の仕方の比率というのを、今後増やしていったらどうかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 起業に結びつくような募集をとというような考え方の御質問だと思うのですけれども、やはり行政としまして必要なところに地域おこし協力隊を、地域力の強化、先ほども折笠議員のところで御答弁させていただきましたが、そういうところにも措置する必要があると思っておりますので、そこはそこで今後も続けていきたいと思っております。

募集要項、募集するに当たりましては、内容を十分に精査していただき、業務内容も3年後の定住を見据えた中で募集しているところでございます。全隊員を起業に結びつけるのは、正直難しいのかなというふうに思っております。隊員の中には、先ほどもちょっと御答弁させていただきましたが、就職等を希望する隊員もいますので、それらの意向も十分酌んだ中で考えていきたいと思っておりますし、先ほども御答弁させていただいたとおり、地域おこし協力隊の最終的な目的である地域の定住を進めていけるよう、今後も、今

いる隊員含めて、明確なビジョン、それらを隊員と突き合わせて、引き続き十分意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 幸氏） 実際に地域おこし協力隊で頑張っておられる方に過度な期待をするのもあまりよくないと思いますし、ただ、地域おこし協力隊という、この制度を見たときに、この採用の募集内容のあり方と少しイメージがずれるというか、そういった印象も正直ありまして、私の中では可能性は、すごくハードルが高いですけれども、新たな産業を生み出せるような採用の仕方も、三笠市は地域環境としては持っているなというところを私は思っております。そういったところに新たな人材を、地域と協力しながらになりませけれども、そういった採用の仕方もありなのかなと私は思っております。一部で言えば、鳥獣対策の面についても、これからは産業に結びつくような可能性も秘めているなと思っております。

これだけ情報網が発達している時代ですので、応募しようとする方は既に隊員を経験した方に必ず情報を取りに来ると思いますし、また、経験者自身もあらゆる方法で情報発信できる時代でありますから、何よりこの乖離があってはならないなど、この辺よくインターネットで検索しますと、地域おこし協力隊のイメージに関して、なかなか負のイメージも出てきている部分ありますから、なるべく採用の時点でミスマッチが起きないように、今後とも採用業務をしていただけたらと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 募集するときには現在も十分きちっと精査して地域おこしにふさわしい方を採用しているところでもございますので、引き続き、やはり定住いただけるということが最終目的ですので、その辺も踏まえた中できちっと対応していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 幸氏） ぜひともよろしく願いいたします。

そこで、移住・定住の要素のポイントとしても一つ、若者移住定住促進家賃助成事業がありますけれども、こちら、総合戦略完了までの時限措置事業であったかと思われま。今年度から第9次総合計画がスタートしまして、継続事業としたわけでありませけれども、この継続とした経緯をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 総合戦略から総合計画がスタートして、継続事業と位置づけた経緯ということで御答弁させていただきたいと思ひます。

若者移住定住促進家賃助成事業につきましては、乳児紙おむつ購入費用助成や、それから保育所使用料・副食費助成事業などの移住・定住促進と同様に、議員御質問あったとお

り、平成23年度から実施し、おおむね4年の制度の期限を設けまして、期限の都度、効果検証や総合計画との整合を図った上で期限を延長しているものでございます。

家賃助成事業による成果としましては、まずは平成23年度から令和3年度までに制度を活用された方の総数は、家賃助成の総数ですけれども304世帯、定住率は62.2%となっております。移住・定住施策を活用されている世帯の多くが、この家賃助成を利用していると同時に、市民課で転入者へのアンケートをやってございます。その中では活用したい移住施策において毎年1位となっているなど、私どもとしては、定住促進に高い効果を現していると考えているところでございます。

第9次三笠市総合計画の策定に当たりましては、この成果と効果を検証した上で、総合計画の前期に当たります令和6年度まで施策を継続することとしたところでございますが、令和7年度からの総合計画の後期が始まる前には、また改めてその効果を検証し、判断してまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 幸氏） ターゲットを絞った移住施策としては、かなり功を奏しているというような印象を受けますけれども、定住率62.2%ということで、私が今後注視しているのは、家賃助成資格が終了した方、この定住率がどのようになっていくのかということが、まずこれが大前提であります。

そこで、平成31年度までは、月額家賃から若者世帯の場合3万円、それから単身世帯の場合2万円を差し引いた額を助成ということでした。住居手当等を差し引いた額に2分の1を乗じた額を助成すると令和2年度から条件が変わったわけでありまして、その点、変更に至った背景などは何かありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 従来の制度では、今、議員おっしゃったとおり、家賃から若者世帯で3万円、単身世帯で2万円を控除した額を助成しておりましたが、途中、民間アパートが増えたことによりまして、安い家賃の住宅に住んでいる方も、高い家賃の住宅に住んでいる方も同じ額の負担となることから、公平性を図り、見直しを行ったということでございます。

また、勤務先から住宅手当を受けている方で受給額が2分の1近く支給されている方が増えてきたこともございましたので、持ち出しの格差が生じてきたということから、家賃から住居手当を控除した額の2分の1を助成額に設定をさせていただいたところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 幸氏） 現状の分析とともに更新してきたという経緯があると思います。また、私は、これをよりアップデートしていく必要があるとともに、中長期の目線が非常に大事であると思っております。

そして、この制度に対象とならない移住希望者の取りこぼしも出てきているであろうと

いうことを、私、把握しているわけでありませうけれども、それはコロナ禍によってテレワークでの勤務が可能となった方々が、都心にて高額な家賃を負担するよりは、また、混雑した通勤に悩まされるよりは、通常経費を抑えることができ、かつ自然環境豊かな地方に移り住む方もやはり出てきているという面でありまして、当然そういった移住を試みる方というのは、立地条件ですとか、また、家賃相場、当然この点を比較検討していくわけでありませうけれども、そこで1つポイントとして、当市の状況と、例えば北海道各地の家賃相場など、その点は分析できておりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 家賃相場で申し上げますと、不動産会社で公開されている資料から、まず札幌市と比較した場合でございますが、中心部と郊外で多少金額の開きが見受けられる状況になってはおりますが、平均家賃では、札幌市では1LDKが4万5,000円、当市は4万9,000円、また、2LDKは札幌市で6万円、当市も6万円、3LDKになりますと札幌市ですと7万5,000円、当市ですと6万5,000円となっております、ほぼ同じぐらいの相場となっていると思っております。しかし、駐車場代や共益費など家賃以外に必要な経費を考慮した場合、札幌市と比べ低廉な価格で居住できるのではないかと考えております。

また、空知10市の中でも比較した場合は、当市の場合はちょうど平均のところの価格というところになってございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 幸氏） この家賃助成制度、この制度自体がどういった影響を与えて、また、長期的にはどのような結果をもたらしていくのかということ非常に気にしているわけでありませうけれども、札幌市との比較もおっしゃってございましたけれども、例えば札幌と当市の状況またはほかのエリアと比較してどちらを選んでいくのかという感度にも敏感になっていく必要があるのだなというふうに、私、思いましたけれども、絶えず状況変化を読み取る必要がある中で、この家賃助成制度において、戸建てですとか、あるいは間取り、それから築年数などに応じて助成の基準をより明確に設けていったほうが効果が出てくるのかなというふうに私は思うわけでありませうけれども、その点はいかがでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 家賃の助成額等々定めるに当たりまして、今、議員おっしゃいましたとおり、築年数だとか、あとは間取りなどによって助成額を変えるというのも一つの手法かなとは考えておりますけれども、現在、美園町の旧雇用促進住宅におきまして、近々改修を行い、地域で一番安い家賃を目指すと心強いお話をいただいておりますので、入居希望者の選択肢も増えるというところもございませうから、この辺で転入希望者も価格の面での選択はできてくるのかなというふうには考えております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 美園の大型の住まいが今後どういった影響をもたらしていくのか非常に私も興味を持つ次第でありますけれども、前段、一番最初に私も申し上げましたけれども、この助成制度を利用されている方たちの助成期間が完了するときに当市に定住する決断をするのかどうか、非常に私は注視しております。それは、おのおの自治体で移住施策が充実していく中で、もう一歩先に出ていく必要があるのではないかと考えているわけでありまして。私は、根底で求められているのは、家賃助成ではなくて低家賃の定住促進住宅であり、市内にて家を建てる際ですとか、あるいは家を取得する際のより手厚い支援にあるのではないのかと考えております。この点にシフトしていく時期にも来ているのではなかろうかと思っておりますけれども、この点、何か感じ方ありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 今、この制度自体、第9次総合計画のところの中で継続という形で事業実施させていただいておりますので、さらに今この制度を使われている方は約134名いらっしゃいますから、その方、全員当然定住していただければありがたいのですけれども、まずは継続的に事業を進めていって、定住に向けた形の中で、まだ助成という部分は、し続けていきたいというふうには考えております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 美園の大きな住宅の新しい動きも見ながら、まずは次のステップに向けての第1段階として、ぜひ家賃助成制度の最適な見直しを図っていただきたいなど私は思っております。

以上で、次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 移住・定住施策なのですけれども、やはり家賃助成を行って、次の、例えば中古住宅を購入いただくとか、あるいは新築住宅を購入いただくと、私どもそのような制度設計をしていますので、また、ほかの保育所の助成でありますとか、今、副食費の助成もやっておりますけれども、その辺、総合的に移住・定住施策を進めていますので、そういった部分では、現状のところは家賃の見直しというのは考えていないところでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 現状としてということでは受け止めますけれども、この制度が完了した方々の定住率というものに、まず、ぜひ目を向けて、今後いろんな推移を見ていただきたいということだけ、私からも申し上げさせていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 答弁よろしいですね。

最後に、地域資源の有効活用について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） それでは、最後の地域資源、木工品の導入という部

分でございます。今の当市の森林の状況、それから三笠市で活用されている部分、取組、そして現状での考え方を少しお話しさせていただきます。

御承知だと思うのですが、当市の森林の状況につきましては、総体面積の85.2%が森林ということになってございます。そのうちの約90%は保安林という状況でございますが、その内訳としましては、国有林が一番多い78.6%、市有林がその次の8.3%、道有林が6.9%で、一般の民有林が6.2%という状況でございます。国有林と道有林が森林面積の85.6%を占めているという状況でございます。

当市の森林整備、多い森林の整備という部分で、市有林の環境保全整備事業というのを毎年実施しておりまして、令和2年度までにつきましては柏町、清住町の山林の間伐管理を行いまして、令和3年度からは幌内の地区において主伐を行って、年次的に森林の保全を進めているところでございます。市内で間伐だとか主伐によって出ました木材につきましては、御承知のとおり木質のチップ材、ボイラーですね、チップ材として利用されているという部分はございますが、ほかの多くは建築用、それから土木用の資材、パルプ材として市外に搬出されている状態でございます。

現在、市内におけます木工関連の商品としまして、ふるさと納税の返礼品として78品目を出展している状況でございます。実績としましては、令和3年度で139件の1,780万円ほど、ふるさと納税していただいているというような状況でもございます。先ほど議員申したとおり、近年の物価、それから資材費の高騰、運送コストの増加という部分もあって、北海道産の木材が注目されているという状況でございます。そうした流れの中で、三笠産の木材を活用した商品作りという部分の一環としまして、今年度から新たにニセアカシアを活用した木工商品、主に椅子なのですが、それを作って先月からふるさと納税の返礼品に加えているという部分、それから今、市内木工商品を取り扱っている事業者等とも、この木材を活用した皿だとか箸、食器類の商品開発について、今ちょっと協議しているという状況でもございます。

そのほか木工商品としまして、道の駅だとか、ぽけっとマルシェCOCOCHI、コロナ禍においてアウトドア需要が、今、高まっているという部分がございます。スウェーデントーチと呼ばれるたき火を楽しむためのまきだとか、その辺を販売している状況でもございます。

また、木材の地域資源の観点から、去年から三笠ジオパークにおきまして、木育を主眼としまして、きこり体験だとかクリスマスツリー作りなどを実施しまして、木に親しむツアーだとかイベントを実施してございます。今年も9月11日に森林散策、木こりツアーというものを実施したところでございます。

現在、国としましても、温室効果ガスの排出削減目標達成、それから災害の防止を図るために、森林整備等に必要な地方の財源を安定的に確保するという観点から、御承知のとおり森林環境譲与税、この制度が創設されまして、毎年、市のほうにこの税が交付されてございます。この使途としまして、大きく4つございます。まず、1つ目としまして人工

林の整備などの森林整備、それから2つ目は林業事業者や林業従事者の支援と人材育成の部分と、それから3つ目としては公共施設の木質化、それから木製品の製作・利用という木材利用、最後の4つ目が森林に関する普及啓発というようなことがございます。この譲与税の使い道として、他市町村におきまして、木材利用として木材を利用したおもちゃだとか小物、これを新生児等へ記念品として贈呈する取組なども事例としては見受けられます。こういった部分から、こういう取組を通じまして、市民が地元の木工品に触れ合う機会に結びつけられるかどうか、また、食のまちづくりに関連して市内飲食店などに活用できるか、今後いろいろ整理して、この譲与税の活用方法も考えていきたいというふうには考えています。

ただ、今、木質ボイラーの原料としてチップを使っているだとか、今現在、研究を進めておりますH-UCG、地下ガス化ですね、この部分につきましても、木質バイオによる水素製造という部分で、そういったところの原料として活用ということも考えてございます。また、先ほど申したとおり、木工品の開発、それから、これからやっぱり重要になってきます森林整備によりましてCO₂吸収量の増加対策、この辺も含めて総体的に活用できる木材のポテンシャルも考えながら検討する必要があるのではないかというふうに考えております。この辺ちょっと検討を進めながら、必要な時期に予算などを含めまして御提案させていただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 数年前の視察にて議会として伊万里市に行ってまいりまして、伊万里市では食のまちづくり推進条例を学んできたわけでありまして、焼き物のまちなのでありますけれども、当時小学生の子から焼き物のまちなのにどうして積極的にそういったものを利用しないのかという声があったようでして、その声を機に陶磁器を給食の食器などに導入したようであります。まちの象徴をそういったところに取り込んでいったという事例かと思っておりますけれども、当市は森林資源が豊富でありまして、最大限利用できればなというふうな思いがあるわけですが、例えばですけども、こちら、木工食器を給食の食器として導入するということは実際可能なかどうか、その点はいかがでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 給食への可能性ということでございますけれども、まず給食における木製調理器具につきましては、長く使用することで木片が剥がれまして異物混入の原因となるほか、剥がれたところから微生物等が入り二次汚染の原因ともなるため、学校給食衛生管理基準により、まず使用しないこととして定められているというような前提がございます。また、導入に当たりましては、日常的な課題としまして、製品の機能性や持続性、あと導入価格面も考慮すべき課題となりますので、現段階では難しいというふうには考えているところです。

なお、教育現場において、地場のものを使用するという視点は教育目標の観点からも必

要なことでありますので、木工品ではございませんけれども、可能な限り三笠産の食材を使用した調理や食育等を実践してまいりたいとは考えているところです。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 衛生基準上なかなか厳しい部分もあるのだなということを受けまされども、市内で木工品を作られている方、また、事業者もおられますので、市民全体で地域資源を身近に感じられるものがあればなというふうに思うわけでありませう。そこで、御答弁の中でも、赤ちゃんに対しておもちゃを差し上げるというようなこともお聞きしましたけれども、そういった活用方法もできないのかなというふうに思っております。

そこで、木工品をやられている方、私が知っている限りでは本当に数えるぐらいしか分からないのですけれども、また、木工用の製材を作られている業者さんですとかありますけれども、潜在的に何か従事しておられる方も、もしかしたらいるのかなというふうなところも思うわけですけれども、その点、何か把握できている部分ありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 御承知のように、岡山にある飛騨産業だとか、川内にいる内田さんだとか、ほかにいらっしゃるのですけれども、今、順次その方たちにもいろいろ話はさせていただいているのですけれども、やっぱり小物になれば、なかなかコストを含めてちょっと難しいかなという話もあるのですが、その辺、時間をかけながら話ししながら、どう使えるかということを考えていく必要あるかなとは思っていますので。

ただ、やっぱり木工品をただ食器として置いたり赤ちゃんにお配りしても、本当にそれが将来に向かって木を象徴するものになるのかという部分、その辺やっぱり木育という意味で、全体的にどう教育していくのかということも考えながらやっていかないと、ただお金をかけて配っても何の意味もないかということになりますので、その辺はちょっとお時間をいただきながら、譲与税の使い道も含めて考えなければいけないので、少し検討させていただきたいなというふうに思います。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎5番（畠山 宰氏） 先ほど森林環境譲与税のこともお聞きしまして、こちらの活用の仕方というのは、今後考えていかれるのかなと思っております。ぜひ地元の資源というものを市民の方ですとか子供たちにうまく還元できるような形で森林整備もできていったらいいのかなと思いますけれども、その辺は木育も含めてまだまだ考えなければいけない要素があると思いますので、私もその点注視しながら今後の質問に生かさせていただきます。

以上で、私の質問を終了いたします。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、畠山議員の質問を終わります。

次に、2番浅尾議員、登壇願います。

（2番浅尾三吉氏 登壇）

◎ 2 番（浅尾三吉氏） 令和 4 年第 3 回定例会一般質問の通告に従いまして、三笠市職員の育児休業制度について質問します。

育児休業制度につきましては、私が、前回 6 月の第 2 回定例会で要望いたしました産後ケア事業と関連した大変重要な制度と考えています。

日本の育休制度を世界 1 位と評価したのは、国連児童基金、ユニセフの報告書です。今年発表した報告書です。ネットの記事で読みました。これは父親に認められている育休の期間が長いことが評価されています。ただ、日本では男性の取得率が低いのが課題です。有名ですけれども、男性の育休取得率が高いスウェーデンは 90%にもなります。

フランスの話をしします。フランスは、何と男性にも産休があります。期間は 3 日間です。給料は会社負担、拒むと罰則があるといいます。だから、取得率は 100%です。期間の 3 日間というのは、出産のための入院期間がフランスでは 3 日間だからです。男性は、この 3 日間で病院から育児の仕方をみっちり習います。沐浴、おむつ交換、授乳のコツなどです。一緒に寝泊まりもできるそうです。産後ケアもしっかりしています。そして、奥さんが退院するまで、母親と同じぐらいの育児力を身につけます。これだけでもすごいことなのですが、この後がもっとすごいのです。この 3 日間の男の産休が終わると、11 日間の父親休暇が取れます。取得率は 70%です。こうしてフランスでは、多くの男性が奥さんと一緒に退院して、24 時間一緒に自宅で育児をしします。この父親休暇がもたらす最大の効果は、父親が育児は大変、だから助けるのは当たり前ということが実感できることです。大変さを理解しているのです、その後も積極的に育児参加をしします。料理もするし、お散歩にも連れていきます。

さらに、フランスでは、昨年 7 月から、3 日間の男の産休と 11 日間の父親休暇のうち、この 11 日の父親休暇を 25 日間に延ばしました。そのうち 7 日間の取得も義務化まで始めました。フランスにおける父親休暇制度は、出産が女性のキャリアを阻む要因として、職業上の男女平等、父親の育児への関与、家事の分担などの社会的課題に 대응するために導入されていました。さらに今回の父親休暇を増やした改正は、育児に関する専門委員会「最初の 1,000 日」の提言を受けたものです。この最初の 1,000 日、妊娠 4 か月から生後 2 年までの間が子供の適切な発育と形成にとって不可欠な期間で、生涯を通じて個人の健康と幸福を方向づけるものとして提案されたものです。

以上、少し長くフランスの育児休業制度を紹介してきました。なぜフランスかという点、フランスの出生率の高さが先進国ではトップだからです。先進国はどこの国でも少子化傾向は変わりませんが、フランスの合計特殊出生率、1 人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の人数ですけれども 1.88 という数字です。日本の 1.30 から比べると、物すごい差です。三笠市の各市民センターで先日行われた三笠市立地適正化計画の市民説明会では、23 年後の 2045 年には、三笠市の人口、現在の半分以下の 3,000 人台になる数字が示されました。国立社会保障・人口問題研究所の推計資料ですが、私はとてもショックを覚えました。この出生率については、フランスの出生率

の高さ、これは育児休業制度の男性の取得率の高さが一つの要因ともなっていることは間違いのないと思います。

前置きが大変長くなりました。ユニセフで世界一と評価された日本の育休制度への質問ですが、今回、本定例会に議案として上げられています三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について、その概要についてお聞きします。

次に、令和2年度、令和3年度の過去2年間の三笠市職員の育児休業の取得状況をお聞きします。できれば取得した職員の女性、男性別の人数と、取得した非常勤職員の男性、女性別にお教えください。

さらに、育児休業の取得の促進に向けた取組内容についてもお聞きします。

最後に、今回は三笠市職員の育児休業制度についてということで、限定された三笠市の職員の制度についての質問ですけれども、最低限、病院とか学校とか、学校の職員なども含めて、市内の全事業所が国が示された育児休業制度の趣旨を理解して実行に移していくべきだと思っておりますが、それに対する市長の考えや思いも最後にお聞きできたらと思います。

以上、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、三笠市職員の育児休業制度について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） それでは、御質問のございました三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定の概要について、まずお話をさせていただきたいと思っております。

育児休業制度は、子供を養育する義務のある労働者が法律に基づきまして取得できる休業制度でございまして、これまで何度も改正が行われ、時代背景に沿った内容に変更が行われてきております。

今回の条例制定につきましては、人事院規則の一部改正等によりまして、各地方公共団体における育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について、令和4年10月1日からの適用のための条例の改正を行うものでございます。

なお、本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律を実施するために定められておりまして、今回の法改正に対応するための条例改正でございまして、法改正の主な概要につきましては、育児休業の取得回数を現行の原則1回から2回までとするほか、男性が育児に参加しやすいようにするため、産後パパ育休として出生後8週間以内の育児休業回数を現行の1回から2回までとすることになっております。また、その請求期限につきましては、現行の1か月前から1週間前までに短縮することなどを行うものでございます。

さらに、これまで条例等で定めなかった会計年度任用職員等の非常勤職員の取得条件等を条例に規定しまして、育児休業を取得しやすい環境整備を行うものでございます。

次に、職員の取得状況についてでございますけれども、当市の育児休業の取得状況につきましては、令和2年度の対象者12名、これは男女合わせてでございますけれども、取

得した職員が5名、これは女性職員です。令和3年度につきましては、対象者11名に対しまして4名の取得と昨年度からの継続が4名、合わせて8名が育児休業を取得しております。取得率は、女性については100%でございますけれども、男性職員の取得実績はない状況となっております。

続きまして、育児休業の取得促進に向けた取組についてでございますけれども、育児休業を取得しやすい環境づくりとしましては、育児休業制度の周知及び制度に関する研修への参加を進めるとともに、対象となる職員に対しては、個別の制度周知、意向確認を行うなど、環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

それと、民間を含めたという部分の中で、いろいろ今、お話がございましたけれども、その辺の部分につきましては、まず職員の周知はそういった形になることによって、あと民間という形の中では、労働基準法で決まっている部分があると思いますので、その辺は各民間企業、労働法の方面も含めて、いろいろとそういったことを行政として周知している形の中で実施していければなというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

この条例、ここに出されたものですが、非常勤職員と書かれているものは、会計年度任用職員ということでよろしいですね。

簡単に言うと、非常勤職員も育児休業が取れるようになったというのが、この文面の一番最初のところだと思うのですが、最初に、育児休業をすることができない職員という括弧書きがあるものだから、私は見てとてもびっくりして、そこから調べたらいろいろそういうことだということで、大変限られた三笠市職員の育児休業なのですが、背景を考えるとそういうことで、ちょっと私も質問を通して皆さん方には徹底していただきたいという気持ちがありました。

大変、この条例の背景については、国の定めた育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というのが背景にあると思うのですが、そこから人事院のほうに勧告ということで来たと捉えてよろしいですね。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） そのとおりだと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ということで、大変すばらしい、先ほど言いましたけれども、ユニセフでは今年の報告で世界1位という評価が出たと。ネットですので、ちょっと私も、おやと思ったのですが、それぐらいすごい制度なのですが、何がすごいかというと、とにかく男性の休暇ということが長くなったという、取れるということですが、先ほどこの中で今回の概要をちょっと教えてくださいと言ったときに、本当の概々要だけしか教えていただけなかったのですが、一番聞きたかったところは、説明というところが、全て今14項目ぐらいあると思うのですが、これ。とにかくさっき

言った、育児休業することができない職員という括弧書きから始まって、見てみると、「非常勤職員であって」という最初の文を見ると、一瞬、非常勤職員のことを全部書いてあるのかと思ったら、そうではなくて、表題が、今、三笠市職員育児休業等条例ですので、そういうことだということが確認できたのだけれども、もう大変、ちょっと条文だから分かりにくいのですけれども、要は、今言ったとおり、育児休業を取りやすくなったと、非常勤職員、会計年度任用職員もということと、それから「等」と書いているのですけれども、この等は介護ということも含めてということによろしいのですか。

(「等が」の声あり)

◎2番(浅尾三吉氏) 等が。

(「三笠市の」の声あり)

◎2番(浅尾三吉氏) 違いますか。

◎議長(武田悌一氏) 総務福祉部長。

◎総務福祉部長(小田弘幸氏) 今回の改正という形の中では、今までは会計年度任用職員について条例等で規定はしていなかったのです。それで、実際の運用としては、三笠市としては会計年度任用職員につきましても育児休業を取得させていたということがあるのですけれども、今回きちっとした条例制定をしたということがまず1点目と、それと男性の場合の育児休業のパターンをちょっとお話しさせていただきますけれども、まず生まれる前についての話から始まりますけれども、育児参加のための休暇というのが5日間ございます。

(発言する声あり)

◎総務福祉部長(小田弘幸氏) これは特別有給休暇ということで、給料保障された中で5日間休めます。これは例えば産前に奥様と一緒に病院に行ったりですとか、そういったことですとか、産後1年以内なのですけれども、例えば上のお子さんがいたときに、その子供の面倒を見たりだとか、一緒に育児をするという形の中で、産前から産後1年間まで5日間、有給休暇という形の中で特別休暇が認められております。

それと、あともう一点、例えば生まれた際に病院に付き添ったり、今、出産するときに一緒に出産したりとかというのがあるとは思うのですけれども、届出含めて3日間、有給休暇で取得が認められております。

そのほかに1年間育児休業が認められておりまして、それで先ほど申しましたパパ育休というやつですね。これが産後8週間、57日以内で今まで1回だけ取れるよという話だったので、それが1週間とか2週間、何日間でも構わないのですけれども、希望によって2回まで取れるということで、1回から2回に変更になったのが今回。

それと、あと育児休暇と先ほど言いましたけれども、1年までが育児休業期間ということで、事情によっては、保育所に入れなだとか、そういったことがあったときは最長3年まで延長することができるのですけれども、その育児休業が今まで1回申請だったやつが2回まで認められたと。したがって、事情によって取れる回数が増えたと。通算期

間は同じですけれども、ただ1つ言えるのは、育児休業の場合につきましては180日までが約67%の給料保障、そしてそれ以降につきましては50%の給料保障ということがあるものですから、その辺は御家庭の事情等々によりまして取得するかしないかということとは判断が出てくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） この概要の中では、特に今、詳しく教えていただいたのですが、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認に関する規定を新しくつくったという概要が書いてありますけれども、そういうことも書いてある。それから、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置として、勤務環境の整備に関する規定も新設された。ということで、この規定が、私はとても大事なかなと思っております。とにかく、今まで育児に男性が参加するというのは大変少ない日本ですので、ここをしっかりと、今述べたようなぐらい、みんな言えるような環境になればいいなと私は思っております。

それから、今言った今回の職員の育児休業の取得なのですが、令和2年度、令和3年度、令和2年度は女性5人、令和3年度は8人ということでいいのかな。8人取ったということで、男性はいなかったということですね。これは長さは変わらず、とにかく取ったという実績なのですが、ぜひ男性を増やしてほしいのと、分かれば教えてほしいのですが、令和2年度、令和3年度の育児休業を取った方たち、それからもう一つ、臨時職員、会計年度任用職員の方では、育児休業を取った方はいっしょになかったのかな。ちょっとそれ、お願いします。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 会計年度任用職員につきましては、今現在3名が育児休業という形で取っております、ちょっと先ほど私、育児、男性職員はいないと言ったのですが、そのほかに時間休的な育児休業制度もございまして、その中では直近、男性職員1人、短時間労働という形の中で取っている者がいるという形になっております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） もうちょっと教えていただければと思うのですが、この育児休業を取った方、取らなかった方を含めて、令和2年度、令和3年度、それぞれ職員の家族で新しく子供さんが生まれた人数が、たしかこの間聞いたのですが、ちょっと教えていただけますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 令和2年が14人で、令和3年度が8人となっております。

（「8人。分かりました」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） この調査したときにもちょっと聞いたのですけれども、令和2年度は14人ということで、三笠市の生まれる赤ちゃん、年間40人前後だと私聞いておりますけれども、そのうち14人というのは、本当に3分の1とか4分の1を超える形の大変な人数だと私は思っています。この子たちが、本当に男性、パパさんも含めた2人で、しっかりと適切な時期に育児に関わっていくと、先ほどフランスの1,000日の何とか委員会でもありましたけれども、大変大事な時期に2人で面倒を見るということが子供の育成には大変大事なことです。またぜひこの実態を挙げまして、しっかり取れる方は対象者全員取れるような、そして子供の健全な発育にまた寄与していただければと思います。

育休の取得の促進に向けた取組内容ですけれども、研修の実施とかという話もありましたけれども、その点ちょっと具体的に、10月1日からはしっかり実施しなさいと法律に書いてありましたけれども、もうちょっと具体的な研修の実施とかの関係を教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） まず、育児休業の周知と申しますか、そういった部分含めてなのですけれども、まず先ほど申しました育児休業の制度の概要を市の職員全体に周知をしていかなければいけないというふうに思っております。まずそういった部分を掲示板と申しますか、庁内のそういったものに載せて理解をしていただくと。

それと、あとやはり該当者本人が理解をしなければいけないというふうに思っております。その辺、お子様ができた段階でそういったことを、制度をきちっと説明して、それとあと希望が、そういうことを希望するかしないかという部分も含めて、聞き取り調査等を行うと。

それと、あと研修と申したのは、例えば共済組合が主催いたしますそういった研修ですとか、そういったものがあれば、若い方を含めて参加どうでしょうかという形も含めてやっていきたいというふうには思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 例示されている雇用環境の整備の中では、育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施とか、育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備とか相談窓口をつくりなさいとか、労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供、それから育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知、今、言ったようなことですね。それから、個別には本人または配偶者の申出をした市職員に対する個別の周知と、それから意向確認の措置ということで、とにかく微に入り細に入りこの法律に書かれているということをしっかり実行していただければなど、今、そのような方向でやっていただけるということ、よろしくをお願いします。

これは「取得を控えさせるような形での個別の周知と意向等確認は認められません」という、そういう1項まであって、ここが一番、三笠市の職員は本当に市民のために身を粉

にして働いて、本当になかなか休まないというのが、休めないという部分もあるかもしれませんが、ぜひ男性の職員に対しては、本当に産後の奥さんの大事な時期なので取れと、しっかりと、特に一番大事な時期は生まれたときですので、せっかくこういう法律もできているので、周知とともにしっかりと取るように働きかけをしていただければと思っています。

私の要望はそういうことで、ちょっと。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 男性の育児休業につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように5日間ですとか3日間とかという、そういう有休の制度がございます。ただ、本当の育児休業等々になれば、やはり給料カットという部分がありますので、私たちのほうからそういった部分に対して、ぜひ取ってください、取ってくださいということには、やはりならないのかなど。それは家族、権利として持っている部分があるものですから、希望する方につきましては、家族としっかり相談をしていただいて、私どもとしては制度をきちっと説明すると、そういった中で御本人の希望があれば取得していただくという形になるかというふうに思っておりますので、制度説明なりそういったものについては、しっかりと職員向けにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） なかなか受け止め方によって、そういうことがまた控えさせるような形というように捉える人がいるのです、実を言うと今の言葉だけで。だから、それぐらいの感覚で、取得というか説明するときにはうまくやっていただければと思っています。

そういう意味でも市長には、その考えを最後に聞いて終わりたいと思いますが、よろしいですか。さっきも言いましたけれども、これに対する市長の考えや思い、よろしく願いします。

◎議長（武田悌一氏） 西城市長。

◎市長（西城賢策氏） それでは、御指名でありますので。

私は、権利だと思っています。権利なので、しっかりそのことを分からせておく必要性が日常的にあると。だから、これ、私のほうからも職員に向かって、これからも言っていきますよ。恐らく浅尾さんがおっしゃるのは、そういうことが大事だというふうにおっしゃっているのしょうから、そうだと思います。

ただ、職員個人にすると、私も若い頃はきっとそうだったのだろうと思うのですけれども、1つ権利としてあるということはあるながらも、なかなか有休を取らないのですよね。私、若い頃、考えてみたら、有休20日あるよと言われて、1日か2日ぐらいしか、ずっと取っていなかったと思うのですね。そんなものなのかもしれないなと思っているのですよ。

さっきもちょっとありましたけれども、私のすぐそばにいる職員が短時間にして、実情、早く帰るというようなことをやられていましたけれども、それは子供と親しんで、あるいは奥さんを大事にして暮らしていくという現代の価値観なのだろうなとつくづく思いますし、そのところは大事にしながら、それぞれ御事情もあることだから、そういうふうな環境が欲しいという人もいれば、逆に、もうすごく大事な時期を今過ごしているという認識でスキルアップしようとか、いろんな方もおられるので、私どもとしては、しっかり権利だということを伝えるということを一所懸命これからもやっていくし、私のほうからは、少しでもそういうチャンスに恵まれたら、ぜひ使ってくださいということを、これからも言っていきたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

◎2番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、浅尾議員の質問を終わります。

ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。2時40分から会議を再開します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、4番只野議員、登壇願います。

（4番只野勝利氏 登壇）

◎4番（只野勝利氏） 令和4年第3回定例会において、日本共産党を代表し質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

最初に、防災についてお聞きします。

7月5日に発生した記録的短時間大雨情報について、その発生状況や被害状況、その対応についてお聞かせください。

次に、コロナ禍での避難についてお聞きいたします。

コロナが蔓延する中、災害が起きても避難所に行くのをためらうこともあり得ると思われませんが、災害大国の日本ではコロナ禍での避難を各地で経験しており、9月1日、防災の日には、全国各地で避難訓練が行われ、教訓も生まれていると思います。

避難所の対応や、自宅や社内での避難を余儀なくされている人について、その場合の留意点についてお聞かせください。

三笠市での今後の避難訓練について、どのように実施していくのかお聞かせください。

また、ジェンダー視点での避難所運営が求められていますが、そのことについての考えをお聞かせください。

次に、移住・定住施策についてお聞きいたします。

三笠市においては、全国的に人口減の中、社会増が達成され、早くから移住・定住に取り組まれてきたことへの成果が現れています。しかし、多くの自治体でも移住・定住の施策が拡充される中、三笠ならではのPRの方法について、特にみかさぐらしの取組につい

てお聞かせください。

三笠市においては、社会情勢に応じて毎年のように新たなる移住・定住の施策が講じられてきていますが、今後の考えについてお聞かせください。

最後に、学校給食についてお聞きします。

給食センターが11億円かけて新增設されます。学校給食は安全・安心が第一に求められていますが、老朽化の解消だけではなく、新しい施設になることによって新たな取組を考えているのか、お聞かせください。

また、この間の学校給食について、SNSを活用したレシピ公開など、優れた取組についてお聞かせください。

また、最後に、給食無料化の中学校への拡大の考えについてお聞きいたします。

以上、登壇からの質問とさせていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに防災について答弁願います。

消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 私から、記録的短時間大雨情報に関わる被害、対応について答弁をいたします。

7月5日に記録的短時間大雨情報が発表されましたけれども、まず当時、消防署での観測としまして、降り始めからの総雨量では31ミリでございました。気象台では、気象レーダーの解析雨量として、三笠インターチェンジ付近で約110ミリの猛烈な雨が降ったとして、この情報が発表されたところでございます。

当時の影響としまして、被害状況でございますけれども、大里で住宅の床下浸水が1件、同じく大里で用水路からの水があふれ、道道が冠水した通行止めが1か所発生してございます。

また、当日は土砂災害警戒情報が警戒レベル4ということで発表されましたが、土砂災害警戒情報が発表された際には、気象庁ホームページの危険度分布キキクルや、北海道土砂災害警戒情報システムなどにより、対象となる地域を確認しまして、今後の気象予測や危険箇所の巡視の状況を含めて、避難や避難所の開設について協議を行います。今回、警戒レベル4が発表された地域については、幌内方面から萱野方面にかけて、それと岩見沢市にかけての山間部で、居住区域外であったことや、大雨が短時間で終息したことから、避難や避難所の開設には至っていないといったことで対応しています。

実際に土砂災害が発生した場合の対応としましては、人命が最優先となりますので、情報収集をはじめ、災害規模によっては、自衛隊、消防、警察など関係機関からの応援を受けて対応することになります。また、この情報収集に当たっては、当市で災害活動用ドローン、こちらのほうを導入いたしましたので、万が一、今後災害が発生したときには俯瞰的に被害状況を確認できますので、人命救助や災害規模の把握に役立つものと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） ゲリラ豪雨と言われていましたけれども、短時間の大雨というのは突然ですよ。ついこの間までは北海道は蚊帳の外みたいな感じで言われていたのですが、今ではいつ起こるか分からないような状況になった。それで、気象庁もいろいろ変わって、例えば、今言われたレベル4とか、そういう定義が変わったりとかしまして、避難指示も今まで曖昧だったのが、すぐに避難するよというふうなことになったりとか、いろいろ変わってきています。そのあたりもいろいろ周知も必要かと思えますけれども、今お話にあったように、キキクルとか、そういった活用、三笠でもユーチューブを活用しているようだけれども、いろいろお年寄りとか、あまりSNSの対応が難しい方もいらっしゃると思うので、その辺どういうふうに考えているか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） スマートフォンの利用や、情報を取得するのに限られる方がいるというふうに思われますけれども、本市としては高齢者が多く、パソコンやスマートフォンを利用されていない方がいると思えますけれども、一方で上手に使いこなしている方もおられます。避難が必要な場合には、まずテレビやラジオ、愛の鐘の放送や広報車による巡回周知、町内会や自主防災組織への連絡など、様々な手段で避難を呼びかけますので、基本的には、テレビやラジオの情報に注意していただければというふうに考えております。

また、パソコンやスマートフォンをお持ちの方については、気象庁ホームページの防災情報や国交省の川の防災情報などから最新の情報を入手することができます。また、本市では、情報伝達を確実にを行うためにヤフーと災害協定を締結しておりますので、気象や避難所の開設などのほか、緊急情報をスマートフォンに配信するサービスを行っておりますので、情報を入手する手段の一つとして活用していただければなというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 本人がスマホとかを使えなくても、例えば家族、よそにいる家族とか知り合いとか、いろいろ情報を見て知らせることもできると思うので、そういったこともぜひお願いしたいと思えます。

それと、ドローンの活用についてお話ありましたけれども、今後、今回はあまり居住区ということではなかったということもあってということですが、土砂災害も三笠は結構、警戒地域が多いですし、そういう意味では活用もしていかなければならないと思えますし、いざとなった場合、避難所へ物を運ぶとか、人を捜索するとか、いろいろそういうことにも使えると思えますし、土砂災害はその日だけではなくて、日にちがたってから起こることもあるので、そういう場合でも使えるようにしていただきたいので、やっぱりドローンの操作も慣れていく必要があると思うのですけれども、その辺どうですか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） まず、ドローンの使用に関しては、現在、消防職員で5名、講習ということで養成をいたしました。それで、実際に緊急のときにはもう飛ばすことは可能なのですが、うちの講習体制で9月1日から運用開始といったところで、今、進めてございます。もし何かあれば、その5人の中でいつでも飛ばせるような、そんな対応、体制を取っているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） よろしくお願ひしたいと思います。

それで、あと避難についてですけれども、いろいろやっぱり三笠市でも避難訓練が中止になったりとか、そういうコロナの影響というのは相当あるし、実際に避難が必要になった場合、コロナへの対策というのが必要となってくると思うのですが、その辺どのように。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 次の避難についてといったところで、コロナでの状況の中で、避難所に行きたくないだとか、そういったような関係だと思っておりますけれども、コロナ禍で避難所に行きたくないという場合については、ハザードマップで自分の位置、自宅で安全を確認していただきまして、洪水や土砂災害などの危険がなければ、在宅避難も可能です。また、安全な場所に住んでいる親戚や知人の家に身を寄せることも選択肢の一つです。車中泊もございますけれども、駐車する場所の選定や、避難が長期間となる場合にはエコノミークラス症候群の対策が必要となりますので、適度に体を動かすだとか、小まめな水分補給に留意していただきたいなというふうに考えております。いずれにしましても、災害はいつ発生するか分かりませんので、日頃から停電や断水に備えて、食料や水などの備蓄品を十分確保しておく必要があります。

また、避難所は、密閉した空間に多数の人が密集しまして、密接する距離となる3密の条件がそろいやすく、感染症が拡大するリスクがございますが、市としましては、避難所の感染対策に必要な間仕切りテントや換気用の扇風機などを整備しており、避難所を開設した場合には体温測定や手指消毒、健康状態の確認を行いますので、身の危険を感じたときには避難所に行くことに留意していただきたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 最近いろいろほかの地域でも避難訓練とか行われたりしているのですが、床に菌が広がりやすいということで、段ボールベッドを使って直接床に触れないようにというような話もあったりするのですが、その辺はどうですか、聞いていますか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 避難の際、間仕切りテントということで用意してまして、下

がシートみたくなっていますので、部分的ですけれども、そこにいる限りは、そういったものは大丈夫だというふうに感じていますので。ただ、通路はそういうものが、広いところは敷くことができないので、その対策ということでは特に考えておりません。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） それで、全市的には避難訓練は中止になったのですけれども、連町では萱野が行われたみたいですが、その経験というか、あれば。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 今回、自主防災組織である萱野連合町内会主体の訓練としまして、コロナ禍で訓練を実施することの難しさがありましたけれども、この状況下で自分たちにできる訓練は何があるかと思って考えた結果、炊き出し訓練や避難所の体験を地域全体で実施したことは、大変意義のあるものであり、他の自主防災組織においても参考となる活動内容であったなと感じているところでございます。

防災意識を高めるのは、地域からと考えております。コロナ禍においても訓練は必要ですので、今後の訓練は感染対策は必須となっていきますので、今回のように自主防災組織が中心となった地域単位での小規模な防災訓練の実施が適当と考えますので、避難所体験などを取り入れた訓練を実施していきたいと考えております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） それともう一点、ジェンダーの対応についてどうなっているか、お聞かせください。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） ジェンダーの当市の取組でございますけれども、避難所は不特定多数の方が利用する共同生活の場となりますので、プライバシーに最大限配慮する必要がありますと考えております。東日本大震災や熊本地震では、知らない男性に着替えをのぞかれたりだとか、トイレまでついてこられるといった、女性や子供に対する被害が実際に起こっていると聞いております。

市の取組といたしましては、間仕切りテントや授乳用のテントのほか、女性に配慮した備蓄品の整備に努めておりますけれども、避難所を開設した場合には、女性スタッフの配置や相談窓口を設置し、見回りの回数も多くするなど、女性や子供が安心して避難生活をするのできる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 避難所だからいろんなことを我慢しなければいけないという部分が発生するので、そういう面もいろいろ考慮して、女性なら女性が相談しやすいようにとか、ほかの性の問題でもいろいろ対応できるようにお願いしたいと思います。

それと、聞き忘れたのですけれども、大里の被害があったところ、ハザードマップではどうなっていますか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 大里の防災ハザードマップで見た被害場所の状況についてでございますけれども、ハザードマップは幾春別川が氾濫した場合の浸水想定区域図というふうになっておりますので、今回の床下浸水があった住宅については、その場所は雨水が流れ込みやすい低い位置に住宅が建っているため床下浸水となったもので、ハザードマップとの浸水想定とは異なるものであるといったところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） そういうことなのです。だから、あのとき、そこを見ても、あれっ。何で、どういうふうになったと思うのですよ。ほかにも、最近いろんな大雨があちこちで起きているので、想定しないような、ハザードマップでいろいろ危ないところが書かれてあるけれども、書かれていないところで発生もあり得るわけですし、例えばため池とかがあふれるのも非常に増えているというような話を聞きますし、そういう意味では、どこで起こるか分からないのが災害だということをやっぴりいろいろみんなに知らせていくことも必要ではないかと思っておりますので、今後とも、いろいろお忙しいというか、大変な部分もありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で。

◎議長（武田悌一氏） 防災の部分についてはよろしいですね。

それでは次に、移住・定住施策について答弁願ひます。

企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、移住・定住施策のPRの部分について答弁させていただきたいと思ひます。

本市の移住・定住施策につきましては、先ほど答弁した部分含まれますけれども、平成23年度から開始しまして、本市独自の事業として、若者移住定住促進家賃助成事業、それから乳児紙おむつ購入費用助成事業、保育所使用料・副食費助成事業、また、子どもの医療費助成事業など、事業を実施し、効果的な移住・定住施策を推進してきているところでございます。

それらに加えまして、本市における移住・定住施策のPR方法につきましては、令和3年度の実績でお話しさせていただきますと、まず、テレビCMを124本放映しまして、加えまして番組広告にも5本出演したほか、ホームページでは、随時、移住・定住情報や、それから地域おこし協力隊の募集等を掲載し、PRしているところでございます。

加えまして、コロナ禍のため昨年度は多くがオンライン開催となりましたが、北海道移住・交流フェアなど道外での移住イベントへの参加や各種新聞、それから固有名詞を出すのですけれども、「田舎暮らしの本」など、そういう雑誌にも掲載されたほか、Instagramへの投稿や、北海道移住交流促進協議会、それから北海道の移住交流係がございまして、そこが配信するメールマガジンも活用した中で情報発信を行っているほか、また、御質問にあったとおり、新たな取組としまして令和3年9月から地域おこし協力隊によるユーチューブチャンネル「みかさぐらしチャンネル」を開始しまして、双方向を意識した

中で情報発信としてPRの範囲を近隣から拡大しまして、位置情報に加えて三笠市のイメージアップの向上にも取り組んでいるところでございます。

ユーチューブによる情報発信につきましては、これまでに98本の動画をアップロードしてございます。今年9月当初での各総視聴回数ですけれども、3万2,183回となっております。その中で、視聴者のコメントの中には、「北海道に移住したいと思います」とか「三笠市は住みやすそうですね」といったものから「今年の夏には行きたいです」とか「これからも三笠市のいいところを発信してください」といったコメントが寄せられているところでございます。このユーチューブで三笠市の移住地としてのイメージアップが図られているのかなと感じているほか、コロナ禍により自由に本市を訪れることができないという状況もありましたので、新たな情報発信ツールとしても好評をいただいているのかなと、そのような分析を行っているところでございます。

次に、新たな移住・定住施策という部分でお話しさせていただきたいと思います。

本市の移住・定住施策につきましては、先ほども議員のほうからありましたけれども、平成23年から開始しまして、事業を随時進めさせていただいているところでございます。成果としましては、平成23年度から令和3年度までに移住・定住施策を利用された総数は367世帯1,016名で、定住率は71.7%となっております。転入後にも出生、それから結婚などにより332名が増加しているなど、これも移住・定住施策の効果と判断しているところでございます。

加えまして、令和2年の国勢調査では本市の人口が8,040人ということでしたが、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研ですけれども、その人口推計より実際の国勢調査の人口が300人上回る結果となったところであり、これにつきましても、施策の効果であると考えているところでございます。

加えまして、転入と転出の差であります社会動態につきましても、平成26年に49年ぶりにプラスになったと。それから、令和2年にも管内10市の中では唯一プラスとなったところでございます。

さらに、先ほども合計特殊出生率のお話が出ましたが、1.18から1.35に増加しまして伸び率が14.2%となっており、これも全道の市の中で一番の伸び率となっており、効果ではないかなと捉えているところでございます。

それから、市の収入などの財政効果でございます。普通交付税、市税等などの増加としまして7億8,000万円ほどあるほか、経済効果としましては、総務省家計調査に基づく単価から算出しますと、市内の経済効果は15億円ほどあると推計しており、これらの効果につきましては本年1月号の広報みかさで市民の皆様にもお知らせしたところでございます。

そこで、本年4月にスタートした第9次三笠市総合計画の策定に当たりまして、こうした成果を基に効果検証を実施しまして、その結果、移住・定住の促進に係る効果が確認されたことから、総合計画の前期に当たる令和6年まで施策を継続するとしたところでござ

いますが、総合計画の後期が始まる前にはまた改めて検証し、継続の有無を判断してまいりたいと考えております。

その上で、今後の新たな移住・定住施策につきましては、先ほど折笠議員への答弁で補助制度、御答弁させていただきましたが、本年4月に施行されました三笠市食のまちづくり基本条例に基づきまして、食を通じた地域の活性化に向けた新たな取組を検討することで補助制度を検討しますので、その補助制度を含めた食のまちづくりに関する施策を通じながら、さらなる移住・定住の促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） なかなか日本全国で人口減と言われる中で社会増を果たしたということは、大変な成果だと思います。もともと高齢者が全国でも全道でも高い三笠市においては、なおさらそういうことが言えるのではないかと思います。

それで、これまでいろいろ施策が行われてきて、特に紹介してほしいと言ったみかさぐらしチャンネルということでは、先ほどからも地域おこし協力隊の働きがいろいろ紹介されていきましたけれども、移住・定住施策に対する地域おこし協力隊の隊員のなかなか定着がない中、最近になって隊員がやっぱりそういう力が発揮されているのではないかなと思うのです。中身的にも制度を紹介というよりも三笠市そのものを紹介ということで、先ほどお話にもありましたけれども、SNSでの発信ということで、双方向での発信ということで、反応がいろいろつかめるということで、そういう意味では、これからもいろいろそういうので考えていってほしいと思うのですけれども。これ、協力隊員だけでやっているわけではないのですよね。市の企画課のほうでも、いろいろ力をお貸ししているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 企画調整課の中に定住対策係がございまして、メインは地域おこし協力隊のユーチューブを担当している者がやっていますが、取材先とか、その辺、市内の農家の方とか含めて、調整するときには調整に入ったり、そういうことに取り組んでいるところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） よそからいきなり来てというのも、なかなか大変でしょうから。でも、それだけに新鮮な目で紹介するというのは本当にいいなと思いました。

それと併せて、以前からPRというか、宣伝というか、移住の理由というか、テレビCM、テレビだけではないけれども、CMの効果が大きいというようなことが言われていました、目で見るといふ。これからというのは、口コミというか、そういう意味でSNSの活用というのが大切になってくると思いますので、その辺何か考えているようなことありますか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 転入された方にアンケートを実施してまして、令和元年度と令和3年度、ちょっと申し上げますと、市のホームページを見てこの移住・定住を知ったというパーセントが、R元年度が24%で、テレビCMが24%になっています。さらに、今、議員おっしゃった口コミ等というのが大体12%ということになっています。令和3年度、前年度になりますけれども、ホームページが26%、それからテレビCMが17～18%と、それから口コミが14%というような形になっておりまして、テレビCMについて、まず私どもの考え方としては、北海道にテレビCMを流しています。ですから、転入してくる方につきましても岩見沢市であったり札幌市というのが大体60%近い率を占めていますので、そういった意味ではテレビCMは、今後も移住・定住のPR制度を使っていくというか、PRしていく媒体には適しているのかなと私どもとしては感じています。そのほかに、このユーチューブチャンネルを生かして、全国、ユーチューブですと世界にというか、そういうことでできますので、議員おっしゃるとおり、テレビのほかにも、ユーチューブのほかにもSNS、インスタグラム等やっていますので、その辺で双方向のやり取りも今後とも継続してやっていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 分かりました。先ほども言いましたけれども、全国各地で、そういう、若者を狙い撃ちした定住施策というのが実施されていて、三笠は先行して行われていましたけれども、みんながやってくるとなかなか特色というかが出ない部分もあるので、PRとともに新しい施策というのも必要になってくるのではないかなと思っております。それで、先ほど折笠議員からもありましたけれども、高校生が進路として三笠に定着してもらうようなことは以前からいろいろ言われていましたが、そろそろ実施になってきたということなのかなと、これからはまだ長い時間かかるかもしれないけれども、そういうことなのだと思います。

それと加えて、これから長い目で見てではないけれども、これは、例えば三笠市は高齢化が進んでいますけれども、実際、高齢者の人口というのは、ほかの人口も含めてどんどん減っていきますよね。そうすると、例えばですけれども、高齢者施設というのが余剰ができるかもしれないということ言えば、活用も考えられるのではないかなと思うのですが、その辺はどうですか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 高齢者が、率的には横ばい状態なのかなとは思いますが、けれども、極端に減るということはあまり想定していませんので、極端にそういう施設に空きが出るということではないのかなと判断しております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） すぐには言っていないから、今後ということです。3年前、

議会で視察に行ったときには、若い人だけではなくて中高年の移住施策をしているところがあったのですね。いろいろ経験していて、そういう人が本気になって田舎暮らしをしてみたいということであれば、需要もあるのではないかとということでやっていたのです。45歳以上だったかな、そういうことも考えられると思いますし、それと、実は今かなりニュースにもなっていますし、いろいろ政策も進められているのですけれども、日本の大学の学費というのは相当高い水準になっていて、奨学金が、今は無償でもありますけれども、ほとんどが貸与型で、返済しなければいけないと、何十年も返済しなければいけないという状況に置かれているのですね。

それで、提案というか、これもいろいろ研究してと思うのですけれども、今、リモートで仕事が可能になっているということを考えれば、そういう仕事が可能なら三笠に移住するというのも考える、先ほど畠山議員もそのことをおっしゃっていましたが、三笠も大分というか、ほとんどインターネットの環境が整いまして、そういう意味では十分あるのかなと思います。それで、北海道では旭川とか深川で行われていますけれども、奨学金の返済に対する支援というか援助を行うことで、都会に働いている方で、リモートでの仕事が可能な人で希望する人がいれば、呼び寄せることができるのではないかなと思っていますのですけれども、そういうのはどうですかね。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） すみません。サテライトオフィスというか、オンラインで仕事ができる環境というようなこと、プラス奨学金の部分というようなこととお話しさせていただきますと、まずサテライトオフィスにつきましては、議員今おっしゃったように、道外でも、今、道内とおっしゃいましたね。道外でそういう自治体が、古民家を整備して都会の企業がそれをサテライトオフィスとして活用しているといったことは認識しております。

当市におきましても、議員もおっしゃったとおり光ファイバーが市内全域に整備されまして、基盤となるインフラが整ってきているかなと感じております。その中で、石炭地下ガス化実験等を通じまして、企業とのつながりも今生まれてきているほか、東京23区では、初の転出超過が生じていると。地方の人の流れも徐々に変わってきているのかなという部分もありますけれども、道内の一部の自治体にこのサテライトオフィスのことを伺いますと、利用者が少ないというような状況がありまして、定住に直接結びついていないというような情報もありまして、そのようなことから、今後、地下ガス化等でつながりができた企業の状況を見極めるほか、コロナ禍もあって今後テレワークをやめるとか、そういうようなものもありますので、全国的な利用状況に加えまして道内の自治体による実施状況、また、本当に移住に結びつくのかという、そこの辺をしっかりと見定めた中で判断してまいりたいというふうに考えております。

それと、奨学金の関係なのですが、深川というお話ございましたけれども、オホーツク管内でもやっています、ちょっとお話、その実施自治体にお話を聞くと、これも僅かな

がらの利用にとどまっています、もともと奨学金を借りている地元の若い方が戻って利用されているようで、当初はこのまちも移住・定住を目的にして実施していたようなのですけれども、現在は町内の人材確保に重きを置いている状況であると聞いております。

当市としましては、現状の移住・定住施策で、先ほど前段申し上げましたが、効果があると判断してしまっていて、現段階では奨学金の返済支援は考えていませんけれども、当市においても、市立病院において、看護師の修学資金の制度を設けて看護師の人材確保に努めているところであり、そのほかの当市における必要な人材や資格取得に関わる支援について、従来からこれは庁内で議論を検討しているところでありまして、今後も他の自治体の実施状況、それから関係団体などとの調整、また、意見をいただき、検討を続けてまいりたいと思っております。

また、議員の皆様にもお示しておりますが、食のまちづくり基本条例、先ほど折笠議員の中でもありましたけれども、新たな食を中心とした支援制度を検討しまして、三笠高校生を含めた、学生がまた回帰を促せるような支援制度を検討したいと考えております。

さらに、総合計画の高校生を対象としたアンケートを実施しています。その一つとして市外に移り住みたい理由をアンケートしていますが、一番多く回答があったのがやはり働く場が少ない、2番目に希望する仕事がないとなっております。地元での働く場の確保が私どもとしては課題と認識していますので、そのため当市としましては、4大プロジェクトをはじめとした市内の産業の活性化にぜひ引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） サテライトオフィスとは言っていないのですけれども、そういうのもあるけれども、だけれども、これをもしやるのだったら、1人でもテレワークは可能なので、別にオフィスを構える必要はないわけですね。自分の家を使ってテレワークすることが可能であればですね。これは仕事によるのかもしれませんが、そういうところが都会の中では大分増えてきているという状況が、先ほどおっしゃったように、東京から出ていく人が増えているということもあるので、状況が変わってきていますので、その辺は考慮していただきたいと思います。

それで、おっしゃったように、いろいろ石炭地下ガス化とか事業をしながら、それに関係する人たちとの関係人口という形で増やすことも一つの道かなとは思っておりますけれども、その辺何かありますか。ガス化だけでなくいいのですけれども。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 今、地下ガス化の関係企業のお話も出ましたので、私のほうで若干お話しさせていただきます。

やっぱり今、都会のほうから田舎に行って仕事をすると、我々も今いろんな関係企業さんを回ったり、お話聞いている中で、大企業、中小企業、それぞれお話ししながら、今

言った、三笠市にぜひ来てお仕事できませんかという話も、順次させていただきながら進めてはいるのですけれども、やっぱり主はIT関連、自分でパソコンを使いながらやれる企業、その辺はあるのですけれども、やっぱり個人の自由度を高めて好きな場所でやれると、会社には月1回なり、何か月に1回行けばいいというような環境ですよと。小さいIT企業ともお付き合いがありまして、うち雰囲気いいのでどうでしょうかという話をしたのですが、北海道でもいろんな地域がありますよねと。ただ、東京から来るに当たっては、風景だとか建物の雰囲気がいいだとかは確かにあるのですが、やっぱり安く泊まれる場所、それと僕らがちょっと聞いて、ああと思ったのは、東京の方はあまり運転しないので、いろんなところへ行くのに公共交通関係だとか、その辺の交通の便はどうでしょうかと言われて、そういうものをトータルしてそれぞれの方が選ぶという部分があるので、その辺、車を持っている方はいいのでしょうかけれども、なかなか我々が接する中でも、いろんなニーズがあって、その部分で今後も企業と接する場合は、いろんなことで来ていただきながら、空き家だとか、その辺使えませんかとか、それもできるかなというふうには考えています。ただ、費用対効果の部分でどうかというのは、十分考えながらやっていかなければならないのかなというふうに思います。

やっぱり今回、CO₂のほうの実験をさせていただいて延べ500人ぐらいの方が三笠に来て泊まったり、あと実験をやったりとかという話をしてしまして、この辺のやっぱり交流人口なり関係人口というのが、かなり今回増やすことができたのかなと。経済効果的にも、泊まったり、食事したり、飲物を飲んだり、それで工事をやればガソリンを使っていたり、あと地元で機材関係をリースしたりとか、かなりの経済効果が出ています。これは正式にはまだどれぐらい出たのかというのは、これからなのですけれども、そういったこともありますので、いろんな企業さんと接しながら、やっぱり最終的には三笠に工場だとか事務所だとか、そういった部分を何とかつくっていただけないかというような方向に持っていくために、いろんな交流しながら、これはちょっと長い期間をかけて交流を図って、付き合いを深くして来ていただくというふうにしなればいけないのかなというふうに思っています。

ただ、今いろんなところで、新しい建物を建てるときに、そういった個人でテレワークできるような場所だとか、この間ちょっと芽室町役場を見てきたのですけれども、その中にもロビーにあったりとか、いろんな部分でそういうのがあるので、お金をかけないでそういうことができるのであればチャレンジできるのかなというのもあって、総体的にいろいろ考えながら、どうできるか考えていきたいなというふうには思っています。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 次、行ってください。

◎議長（武田悌一氏） 次の質問に。

最後に、学校給食について答弁願います。

教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） それでは最後に、給食について3つほど質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、1つ目の給食を通じた取組について、また、SNS等を活用した取組についてという点についてお答えいたします。

食に関する指導につきましては、9年間を見通した指導目標というのをつくって実践しているところでございます。その中で給食に関しましては、まず基本的な指導として、食器の並べ方、持ち方などのマナー、それから、いただきます、ごちそうさまの挨拶の意味などを全ての学級に指導しているほか、特に多い低学年における偏食等に対する個別指導というのを実践しております。

特別活動的な指導としましては、小学校低学年は、センターの見学とか、給食ができるまでの過程を学ぶ指導、高学年になりますと、実習を経験させまして、その大変さを学び、給食や家庭での食事を準備してくれる方への感謝の気持ちを育む指導、中学生になりますと、実際に三笠産の食材を使用した献立を考案しまして、その調理実習を行う指導、その後、それを給食メニュー化としても採用しているということもやっております。また、高校生が考案した献立等を給食化しまして、給食への興味理解を深める指導等も、中には実践しているところもあります。

昨年から、保護者から、給食では食べられているけれども、例えば、あえ物だとかニンジンを使った料理を家では食べてくれず、給食のレシピを教えてほしいなどとの要望がかねてから多かったこともありまして、携帯で検索できるSNSで給食のレシピを道内では初めて実施しているというところがございます。

また、もう一つ、GIGAスクール構想でタブレットが普及しましたので、これまでほとんど見る機会がなかった給食調理の実際の様子とか、あとは配送で学校まで届く様子を動画で撮影しまして、授業に取り入れることによって理解しやすい指導を実践しているところでございます。

続きまして、安心・安全な施設であること、また、新たな機能についてという件についてでございます。

まず、新築するきっかけとしまして、昭和54年に建設した給食センター、42年が経過しまして、老朽化によって、これまで修繕を重ね、可能な限りの対応を図ってきておりましたが、ここ最近、蒸気の配管の破損、雨漏り、それから窓の隙間や排水管などから異物の原因となるクモや昆虫などの侵入の問題が日常的に起こり、安心・安全な信頼のある給食提供を損ねる状態に加えまして、蒸気の配管等の破損によっては長期的に給食を止めざるを得ない状況を指摘されたということもありまして、教育委員会としては、施設を更新すべき段階と判断させていただきました。新しいセンターになりまして、今申し上げたことについては、全て解消に向けてできると思っております。

また、その他の主な改善としましては、調理によって床がぬれることによりまして雑菌とかカビの発生の原因となりますけれども、今度は床がぬれないドライシステムを採用す

ることになりますので、そういったことを防ぐことができます。また、夏場の調理場、40度を超える日が多くて、食中毒の発生、それから調理員の熱中症、体調異変の問題がありますけれども、空調設備によって解消されるものでございます。また、さらに食材等の納品や廃棄物業者が出入りする外部と接続する汚染区域というのがあるのですけれども、それと調理専門の汚染されていけない被汚染区域というのが明確に今後は分かりますので、食中毒菌などが入り込む二次汚染を防ぐということができると思います。これによりまして、これまで衛生関係機関より指摘され続けてきました衛生管理基準を全て満たすことができるとともに、議員からも質問ありましたけれども、安定的に安心・安全な信頼のある給食を提供することができるということでございます。

また、新たな機能という点でございますけれども、給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に重要な役割を果たしてきているとともに、近年、学校生活での給食の役割が高まりまして、食育の教育成果を発揮するために一教材として給食というのは位置づけられているものでございます。そのため、新センターにおいては、現在の施設で難しかった、調理場を実際に見て学べる見学スペース、それから教室程度の研修室を設けてまして、日常当たり前に提供されている給食がどのようにできているのか理解を深める指導を実践するとともに、働く方々に対する感謝の気持ちを醸成するなど、学習効果をさらに発揮できるよう新たな機能として設置するものでございます。

最後に3つ目、中学の無料化なのですが、すみません、昨年までのまた御質問と同様になりますけれども、今、子育てしやすい環境づくりや移住・定住の対策等を目的に、限りある財源の中で、小学生を対象にしてきているところでございます。中学生には、スポーツや吹奏楽のプロの招聘授業、それから市費による塾の開設など、三笠ならではの学べる環境に努めているところでございます。対象者の考え方等にはいろいろ御意見があるのは承知しておりますけれども、事業については市全体の中で他の支援事業とバランスを見ながら選定しているところでございまして、現段階としては中学校への拡充は見送っているということを御理解いただきたく、お願い申し上げます。

なお、給食に関しては、無償化にする、しないという視点ではなくて、常に安定して温かい給食を食べられる環境に感謝の気持ちを持ってもらう教育を、特に小学校では極めて重要な指導であると考えておりますので、今後も道徳や特別活動を通じまして、また、新センター建設後は実際に見学できるスペースもできますので、給食に携わる方々に感謝の気持ちを常に持ち続けられる教育にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 時間もないので、ちょっと感想だけ。全道で唯一レシピ公開していると。それも優れたところだと思うのですけれども、その実施することになったきっかけというのが、保護者からの声というか、子供が給食のこれを食べたいというような話を聞いて、それでレシピを載せるようになったと。まさにSNSを活用して双方向の、先ほ

どからいろいろ双方向という話が出ていますけれども、そういうのを実践しているということ。今後もそういうことを、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。給食センターが新しくなるので、それも市民の関心も高くなっていくのではないかなと思いますので、その辺も含めまして、ぜひお願いしたいと思います。

それと最後、毎回聞いているけれども毎回同じ回答なのですけれども、給食無料化の中学までの拡大。非常に残念ですけれども、2年前からですか、商品券になりましたよね。そうしたら、償還払いになっているのだけれども、経済効果も狙いということでやっているのかなと思いますけれども、それでやっぱり中学拡大もできると。

それで、聞きますけれども、全道で今年度は35自治体が学校給食無料化に取り組んでいるそうです。それで、実はコロナの交付金を使って1年限りというかでやっているみたいですが、その全道35市の中で小学校だけ無料化しているのはどこですか。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 小学校のみというのは、三笠市のみになります。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） そうということなので、ぜひ今後とも中学校までの拡大をお願いしまして、これで質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、只野議員の質問を終わります。

◎日程第15 議案第47号から議案第61号までについて
(総合常任委員会付託)

◎議長（武田悌一氏） 日程の15 議案第47号から議案第61号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第61号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎日程第16 認定第1号から認定第7号までについて（特別
委員会付託）

◎議長（武田悌一氏） 日程の16 認定第1号から認定第7号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第7号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、配付した一覧表のとおり9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、9月15日から9月21日までの7日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

9月15日から9月21日までの7日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員